

山田羽書関係史料(2)

—文政期 溜羽書の記録—

日本銀行 金融研究所
貨幣博物館

貨幣博物館翻刻史料集 『山田羽書関係史料(2)』——文政期 溜羽書の記録——刊行にあたって

日本銀行金融研究所では、当研究所貨幣博物館で所蔵している貨幣に関連する各種資料について、教養や学術等の目的で利用して頂くため、整理・保存、研究および展示・公開の活動を進めてきています。

そうした活動の一環として、所蔵史料に関しては、平成十二年七月に、『日本銀行所蔵錢幣館古文書目録』（二三六一点収録）を刊行するとともに、同目録収録史料の公開を開始しました。さらに、平成十六年以降、代表的な史料を翻刻史料集として刊行する活動も行ってきています。具体的には、まず、鑄錢関係史料の翻刻として、『水戸鑄錢座史料(1)』『水戸鑄錢座史料(2)』を刊行した後、山田羽書（日本で最初の紙幣とされ伊勢一帯において江戸時代を通じて発行されました。）に関連する史料を対象に翻刻を進めており、平成二十年三月には『山田羽書関係史料(1)——寛政期羽書改革の記録——』を刊行しました。今回刊行する『山田羽書関係史料(2)——文政期 溜羽書の記録——』は、その続編にあたります。

当研究所貨幣博物館が所蔵する山田羽書関係史料群は、寛政期から明治維新期に至るもので、質・量ともに史料価値が極めて高いものと指摘されております。『山田羽書関係史料(1)——寛政期羽書改革の記録——』では、寛政期に山田羽書の発行・流通管理の適正化を図るべく実施された制度改革（幕府による直接管理の仕組みの構築）に関する史料をとりあげました。今回刊行する『山田羽書関係史料(2)——文政期 溜羽書の記録——』では、新たな制度が定着した後の文政期に、山田羽書の流通状況が悪化し、兌換され流通から引揚げられた羽書が「溜る」状況に至ったことに際して、幕府や関係者がどのような対応をとったかを記す史料を紹介しています。

本書の編集は、これまでの翻刻史料集に引き続き、当研究所企画役 藤井典子が行いました。翻刻作業や史料の来歴等を調査する過程では、慶應義塾大学田代和生教授からご指導・ご助言をいただきましたほか、文字校正や表記等の検討にあたっては、慶應義塾大学三田メディアセンター貴重書室倉持隆氏のご協力を得ました。厚くお礼申し上げます。

私どもとしては、本書が貨幣史をはじめ様々な分野の研究者等に広く活用され、歴史から得られる知見を現在に活かしていくことに貢献できるように、心から願っています。また、今後とも、史料の翻刻を含め、貨幣博物館所蔵資料に関する活動を充実させていきたい

と考えておりますので、引き続き、金融研究所の活動に格段のご指導・ご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

平成二十二年三月

日本銀行金融研究所長 高橋 亘

凡例

- 一、本書には、日本銀行金融研究所貨幣博物館が所蔵する古文書（『日本銀行所蔵錢幣館古文書目録』収録）から、文政期（一八二〇年前後）における山田羽書の流通管理に関連する史料十二点を翻刻、編集のうえ収録した。
- 二、収録史料には一連の番号を付した。
- 三、史料には、史料内容を示す簡単な表題をつけ、「」内に作成年代と表題を記した。
- 四、掲載史料末尾に、『日本銀行所蔵錢幣館古文書目録』における請求番号を（）内に付した。
- 五、漢字は、地名・人名・貨幣製造用語などを除き、常用漢字のあるものはこれを用いた。ただし、以下のような江戸時代に慣用されている異体字・俗字は残した。
(例) メ(締)、扣(控)、并(並)、廻(回)、附(付)
- 六、「取計・取斗」という用語については、表記を「取計」で統一した。
- 七、助詞として用いられている以下の字は、ひらがなに直した。
(例) 江(え)、而已(のみ)、而(て)、与(と)、者(は)、茂(も)、与(より)
- 八、繰り返し符号は、「々(漢字)・」、「(ひらがな)・」、「(カタカナ)」を用い、「く」はそのままとした。
- 九、原史料における明らかな誤字はそのまま記し、右傍() に正しい文字を記した。意味のとおらない表記には右傍に(ママ)あるいは(カ)を付けた。
- 十、翻刻にあたり、可能なかぎり原史料の記載を尊重したが、以下の諸点については改めた。
 - (一) 読みやすいように、読点(、)と並列点(・)を付した。
 - (二) 平出・闕字は一字あけとした。
 - (三) 虫損により判読不能な箇所は、その右傍に(虫損)と注記のうえ、その字数が確定できるものは字数分の□、確定できないものは□と表記した。
 - (四) 原文が抹消されている場合はその左傍に々をつけ、原則として右傍に訂正文字を「」内に小活字で表記した。

- (五) 墨書の抹消により該当字が判読不能な時は、その字数が確定できるものは字数分の□、確定できないものは□と表記した。
- (六) 原史料にある加筆については、その右傍に(加筆)と注記のうえ、原則として、記載文字を「」内に小活字で表記した。ただし、組版上煩瑣な追加記載やわずかな字数のそれは、そのまま本文に組込んだ。
- (七) 印章は、実際に押印されている場合には、㊦と記した。文字で「印」と記されている場合はそのまま「印」とした。
- (八) 余白等については、(以下余白)等と表記した。

十一、本書の編集は、藤井典子が担当した。

目次

口絵

文政十二年 溜羽書之内会合所え拝借被相願候処対談取纏尚亦千両程拝借被致候并字

治会合所え式百両拝借被致候御達之覚書

文政十二年正月 溜羽書勘定帳

山田羽書(文政五年)

山田羽書(文政十三年)

目録請求番号

(4 | 1 | A7 | 13)

(4 | 1 | A11 | 4 | 10)

貨幣博物館翻刻史料集『山田羽書関係史料(2)』—文政期 溜羽書の記録—刊行にあたって
凡例

『山田羽書関係史料(2)』—文政期 溜羽書の記録— 解題 1

史料

一、 文政五年正月 溜羽書勘定帳

二、 文政六年正月 溜羽書勘定帳

三、 文政七年正月 溜羽書勘定帳

四、 文政八年正月 溜羽書勘定帳

五、 文政九年正月 溜羽書勘定帳

六、 文政十年正月 溜羽書勘定帳

(4 | 1 | A11 | 4 | 1) 5

(4 | 1 | A11 | 4 | 2) 5

(4 | 1 | A11 | 5) 7

(4 | 1 | A11 | 6) 8

(4 | 1 | A11 | 7) 10

(4 | 1 | A11 | 8) 11

七、	文政十一年正月	溜羽書勘定帳	(4 1 A11 9) … 12
八、	文政十二年正月	溜羽書勘定帳	(4 1 A11 10) … 14
九、	文政十二年	引留(抄)	(4 1 A12 1) … 15
十、	天保五年二月写	溜り羽書之儀二付御組頭中え内談并魚問屋共え貸渡候仕法 内談之覚仮書	(4 1 A7 12) … 23
十一、	文政十二年十二月	溜羽書之内会合所え拝借被相願候処対談取纏尚亦千両程拝借 被致候并宇治会合所え式百両拝借被致候御達之覚書	(4 1 A7 13) … 34
十二、	文政十三年正月	溜り羽書御貸渡二付御組頭中え内談之上御手当金利足にて 暫取賄引請之覚書	(4 1 A7 16) … 43

人名索引 …………… 53

事項索引 …………… 56

『山田羽書関係史料(2)』—文政期 溜羽書の記録—

解題

I 翻刻対象史料について

本書は、日本銀行金融研究所貨幣博物館が所蔵する山田羽書関係史料群(七九二点・寛政期から明治維新时期)の中から文政期(一八二〇年前後)に作成された十二点を翻刻のうえ収録したもので、『山田羽書関係史料(1)』—寛政期羽書改革の記録—(平成二十年三月刊行)の続編である。

山田羽書は、中世以来商業の発達した伊勢山田地方において十七世紀初頭から流通し始めた日本で最初の紙幣で、明治維新时期まで発行され続けた。寛政期までの発行の実権は山田地域の自治機関「山田三方」にあったが、関連する史料の残存は少ない。寛政二年(一七九〇)に幕府によって行われた羽書制度改革は、発行当事者による記録が組織的に作成・保存されるようになった転機でもあった。山田羽書の発行管理に携わる羽書三役(三方・羽書年行事・羽書取締役)が任命され、山田奉行所との間での連絡・調整事項が記録されるようになったためである。日本銀行が所蔵する山田羽書関係史料群は、羽書取締役に任じられた六家の一つ古森善右衛門家を出所とする(伝存の経緯については、『日本銀行所蔵錢幣館古文書目録』解説「錢幣館古文書の伝存と構造」および『山田羽書関係史料(1)』解題を参照されたい)。『図録日本の貨幣6 近世信用貨幣の発達(2)』(日本銀行調査局編 東洋経済新報社 昭和50年)に収録されている山田羽書に関する制度概説においても、寛政期以降の解説はこの史料群をもとに作成されている。

本書に先立つ『山田羽書関係史料(1)』では、史料群の初期にあたる寛政の羽書制度改革とその実施経過を記す史料を対象とし、改革の内容や施策の実施経過を文化十三年(一八一六)頃まで記録した『山田羽書書留』など九点を収録した。本書ではこれに続く文政期の記録をとりあげる。

II 山田羽書発行・流通史における文政期の位置付け —「溜羽書」対策の実施—

寛政二年の羽書制度改革は、三方会合所関係者が発行限度額(二万二〇〇両)を八〇八三両余も超える不正発行を行っていた状況が

発覚したことを契機に、発行・流通管理の適正化をはかるべく幕府（勘定所・山田奉行所）によって実施された。『山田羽書書留』（『山田羽書関係史料（一）』に収録）では、寛政二年（一七九〇）から文化十三年（一八一六）までの期間を対象に、発行保証金の積立てや過剰発行羽書の消却などの措置がとられていった経過が記されており、過剰発行羽書の解消には約二十五年を要したことが示唆されている。

山田羽書の流通管理において、引替店での兌換によって市中から引揚げられた羽書は「溜羽書」と称された。この溜羽書の在高位（「封付高」と称される）は、各年の正月に『溜羽書勘定帳』として前年分がとりまとめられ、羽書三役から山田奉行所へ提出されて、勘定所へも報告された。日本銀行金融研究所貨幣博物館は『溜羽書勘定帳』を四十七点（文化十三年分／慶応三年（一八六七）分）所蔵している。妹尾守雄氏は、これをもとに溜羽書封付高の推移を分析し、山田羽書の流通状況を考察した（『山田羽書流通上の諸問題』、『社会経済史学』第三十七巻第二号、一九七一年）。これによれば、文化十二年（一八一五）に年間三百両であった封付高が文政六年（一八二三）に一万三千九百両へと増加し、翌文政七年（一八二四）には六万三千八百両へと急増して、羽書の流通状況が悪化していったことが明らかにされている。山田奉行所は、溜羽書封付高に対して年一割の利息を月割で三方会合所へ支払うこととなっていたため、溜羽書封付高の急増は、奉行所の支出増加に直結していた。

このような状況に対処すべく山田奉行所が講じた対策について、『図録日本の貨幣 6 近世信用貨幣の発達（2）』では、以下の事項に言及がなされている。

- ① 山田羽書の流通状況の悪化は汚損羽書（「汚レ羽書」と称する）の減少をもたらしたため、文政十一年（一八二八）に予定していた新羽書発行を延期し、汚損羽書の増加が確認できた文政十二年（一八二九）六月に新羽書発行を決定した。
- ② 文政十二年六月、溜羽書封付高に対する利率を従来的一年一割から五歩に引下げた。
- ③ 山田羽書の流通を促進する名目で、文政十二年十一月に河崎町の魚問屋仲間へ千両、同年十二月には三方会合所へ千両、内宮会合所へ二百両の溜羽書貸付を実施した。

寛政の羽書改革実施から約五十年を経て、山田奉行所は溜羽書の増高に直面し、流通促進や財政負担の軽減策を検討せざるを得ない事態に至った訳である。右に述べたように、文政十二年には、三方会合所等へ溜羽書を貸付ける新たな策が導入された。寛政の羽書改革に際して、三方会合所が山田羽書を財源として利用することが問題視されたことに鑑みれば、文政十二年の溜羽書対策は、寛政の制

度改革の趣旨に反しうる対応を採らざるを得なくなった転換点といえる。そのような方針変更がなされたことの社会的な背景や貸付の実態等については、今後の研究が待たれるところである。

Ⅲ 収録史料の概要

本書では、文政期入り後の溜羽書の増加状況と、山田奉行所が文政十二年（一八二九）に導入した溜羽書対策の経緯を記す十二点の史料を翻刻し収録した。

一～八 『溜羽書勘定帳』（4-1-1 A11-4-1-1 A11-10）は、各年において前年の溜羽書封付高と利息金額をとりまとめ、正月十五日に羽書三役連名で山田奉行所へ提出された帳面（控）で、文政五年（一八二二）から同十二年（一八二九）に提出された八点。一（文政四年の実績を同五年正月に提出）では、「溜羽書惣高 千三百両」「正月・二月・三月・四月・五月・六月・七月・十二月 右八ヶ月溜羽書御座無候」と記されており、山田羽書の流通状況が良好であった時期のものである。これに対し、二～八の七点は、溜羽書が急増していった時期のものである。

九 『引留』（抄）（4-1-1 A12-1）は、文政十二年中の羽書三役と山田奉行所との連絡調整事項などに関する執務記録のうち、溜羽書対策に関連する部分である。この引留は、四月末に行われた溜羽書封付に際し、「汚レ羽書多く見苦敷」なことが確認されたため、羽書三役としては延期されてきた新羽書の発行・引替を翌年に実施すべきと望むとの記述から始まる。以後、山田奉行所との間で調整が行われるが、六月五日には、新羽書の発行・引替を翌年に実施し、新たに製造する羽書の図柄（「裏判」）を毘沙門像とする（口絵参照）判断が山田奉行所から羽書三役に伝達されている。その折に、溜羽書封付高に対する利息の率を年一割から五歩に引下げる決定も伝えられている。

十 『溜り羽書之儀ニ付御組頭中え内談并魚問屋共え貸渡候仕法内談之覚仮書』（4-1-1 A7-12）は、文政十二年十一月に河崎町魚問屋仲間に対して実施された千両の溜羽書貸付について、羽書取締役と山田奉行所組頭の間で検討・調整された事項を記した覚書（写）である。その際の借用証文（雛型）も記されており、貸付期間（一年）、貸付利息（年利六歩）や、返済が滞った際に質物の売却によって弁済に充てるといった具体的な貸付条件がわかる。表紙には「天保五年二月写 取締役会所」（墨書で一括抹消）とある。羽書取締役仲間の会所に保管されたことは、この貸付に羽書取締役が深く関与したことを示唆する。天保五年（一八三四）

にこの写しを作成した折に、返済期限到来後の貸付の経過も記録している。文政十三年（一八三〇）十一月・天保二年（一八三一）十一月に同額の溜羽書貸付により借換えが実施されたとある。

十一 『溜羽書之内会合所へ拝借被相願候処談取纏尚亦千両程拝借被致候并宇治会合所え式百両拝借被致候御達之覚書』（4—1—A7—13）は、文政十二年（一八二九）十二月に三方会合所および宇治会合所向けに実施された溜羽書貸付について、羽書三役（三方・羽書年行事・羽書取締役）の間で行われた議論の顛末が記された覚書である。羽書三役の間では、貸付を望み山田奉行所と交渉を進めていた三方と、貸付実施に反対する羽書取締役の間に争論が生じた。羽書取締役は反対姿勢を山田奉行所に申し入れたが聞き入れられず、山田奉行所から三方会合所へ千両、内宮会合所へ二百両の溜羽書貸付が実施された。

十二 『溜り羽書御貸渡二付御組頭中え内談之上御手当金利足にて暫取賄引請之覚書』（4—1—A7—16）は、溜羽書貸付実施に伴って山田奉行所へ上納される利息約百両について、羽書取締役が下げ渡しを受けて貸付運用を行いたいと山田奉行所に上申し、文政十三年三月に裁許を受けた経緯を記した覚書。この貸付による運用益を上納し、山田奉行所が負担すべき溜羽書利息の財源に充てることが目的とされている。

本書に収録した史料には、文政期において山田羽書の流通が捗々しくなかつた実情やそれへの対処策に関する意思決定過程などが記されている。勘定所や山田奉行所といった幕府の機構やその財政・経理といった制度面での記述のほか、山田羽書の発行・流通に関与した商人（羽書取締役）や伊勢の神職・御師ら（三方・羽書年行事）の活動に関する記述も含まれている。文政期に急増した「溜羽書」に関する記録には、その当時の伊勢地域における金融取引や山田・宇治会合所の運営状況が反映されている側面もある。本書に収録した史料は、貨幣史のみならず、金融経済史・地域史・政治史といった様々な分野での研究活動等において、幅広く活用されることが期待される。

一、「文政五年正月 溜羽書勘定帳」

(表紙)

溜羽書勘定帳
三方

一、式百兩

此利足金壹兩貳歩と羽書拾匁六分六厘六毛

已八月廿九日
溜羽書封附高

一、三百兩

此利足金貳兩貳歩

同九月晦日
溜羽書封附高

一、四百兩

此利足金三兩壹歩と羽書五匁三分三厘三毛

同十月晦日
溜羽書封附高

一、四百兩

此利足金三兩壹歩と羽書五匁三分三厘三毛

同十一月廿九日
溜羽書封附高

已八月より十一月迄溜羽書惣高

千三百兩 但し 正月・二月・三月・四月・五月

六月・七月・十二月

右八ヶ月溜羽書無御座候

利足惣高

金拾兩三歩と
羽書五匁三分三厘三毛

右之通相違無御座候、以上

文政五壬午年正月

御奉行所

(裏表紙)

年行事 取締役

二、「文政六年正月 溜羽書勘定帳」

(表紙)

溜羽書勘定帳

羽書
取締役 印

同
年行事 印

山田
三方 印

(4-1-1-4-1)

一、四百両
此利足金三両壹歩と
溜羽書封附高
午正月晦日

羽書五匁三分三厘三毛

一、六百両
此利足金五兩
溜羽書封附高
同閏正月廿九日

此利足金五兩

一、八百両
此利足金六兩貳歩と
溜羽書封附高
同二月晦日

羽書拾匁六分六厘六毛

一、八百両
此利足金六兩貳歩と
溜羽書封附高
同三月廿九日

羽書拾匁六分六厘六毛

一、四百両
此利足金三両壹歩と
溜羽書封附高
同四月廿九日

羽書五匁三分三厘三毛

一、四百両
此利足金三両壹歩と
溜羽書封附高
同五月廿九日

羽書五匁三分三厘三毛

一、四百両
此利足金三両壹歩と
溜羽書封附高
同六月晦日

此利足金三両壹歩と

羽書五匁三分三厘三毛

一、四百両
此利足金三両壹歩と
溜羽書封附高
同八月晦日

羽書五匁三分三厘三毛

一、六百両
此利足金五兩
溜羽書封附高
同九月晦日

一、六百両
此利足金五兩
溜羽書封附高
同十月廿九日

一、八百両
此利足金六兩貳歩と
溜羽書封附高
同十一月晦日

一、八百両
此利足金六兩貳歩と
溜羽書封附高

此利足金六兩貳歩と
溜羽書封附高

午正月より十一月迄溜羽書惣高

六千貳百両
但し、七月・十二月
右二ヶ月溜羽書無御座候

利足惣高

金五拾壹兩貳歩
羽書拾匁六分六厘六毛

右之通相違無御座候 已上

羽書
取締役

文政六癸未年正月

御奉行所

同
年行事

山田
三方

(4-1-11-4-2)

三、「文政七年正月 溜羽書勘定帳」

(表紙)
溜羽書勘定帳

一、貳百兩

此利足金壹兩貳歩と

羽書拾匁六分六厘六毛

未正月晦日

溜羽書封附高

一、三百兩

此利足金貳兩貳歩

同二月廿九日

溜羽書封附高

一、四百兩

此利足金三兩壹歩と

未三月晦日

溜羽書封附高

羽書五匁三分三厘三毛

同四月廿九日

溜羽書封附高

一、五百兩

此利足金四兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

同五月廿九日

溜羽書封附高

一、五百兩

此利足金四兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

同六月廿九日

溜羽書封附高

一、五百兩

此利足金四兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

未七月晦日

溜羽書封附高

一、七百兩

此利足金五兩三歩と

羽書五匁三分三厘三毛

同八月廿九日

溜羽書封附高

一、千五百兩

此利足金拾貳兩貳歩

同九月晦日

溜羽書封附高

一、貳千兩

此利足金拾六兩貳歩と

羽書拾匁六分六厘六毛

同十月廿九日

溜羽書封附高

一、貳千四百兩

此利足金貳拾兩

一、貳千九百兩

此利足金貳拾四兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

一、貳千兩

此利足金拾六兩貳歩

羽書拾匁六分六厘六毛

未正月より十二月迄溜羽書惣高

壹万三千九百兩

利足惣高

金百拾五兩三歩と

羽書五匁三分貳厘八毛

右之通相違無御座候、以上

文政七甲申年正月

御奉行所

未十一月晦日

溜羽書封附高

同十二月晦日

溜羽書封附高

四、「文政八年正月 溜羽書勘定帳」

(表紙)

溜羽書勘定帳

一、貳千八百兩

此利足金貳拾三兩壹歩と

羽書五匁三分三厘三毛

申正月晦日

溜羽書封附高

一、三千三百兩

此利足金貳拾七兩貳歩

同二月晦日

溜羽書封附高

一、三千五百兩

此利足金貳拾九兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

同三月廿九日

溜羽書封附高

一、三千八百兩

此利足金三拾壹兩貳歩と

羽書拾匁六分六厘六毛

同四月廿九日

溜羽書封附高

一、四千四百兩

此利足金三拾六兩貳歩と

同五月晦日

溜羽書封附高

(4-1-11-5)

羽書拾匁六分六厘六毛

同六月廿九日

溜羽書封附高

羽書拾匁六分六厘六毛

同十二月晦日

溜羽書封附高

一、五千兩

此利足金四拾壹兩貳歩と

羽書拾匁六分六厘六毛

同七月廿九日

溜羽書封附高

一、四千七百兩

此利足金三拾九兩と
羽書拾匁六分六厘六毛

申正月より十二月迄溜羽書物高

六万三千八百兩

利足惣高

一、五千八百兩

此利足金四拾八兩壹歩と

羽書五匁三分三厘三毛

同閏八月廿九日

溜羽書封附高

金五百三拾壹兩貳歩
羽書拾匁六分六厘六毛
右之通相違無御座候、以上

羽書
取締役 印

一、六千三百兩

此利足金五拾貳兩貳歩

同九月晦日

溜羽書封附高

文政八乙酉年正月

同
年行事 印
山田 三方 印

一、六千五百兩

此利足金五拾四兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

同十月廿九日

溜羽書封附高

御奉行所

一、六千四百兩

此利足金五拾三兩壹歩と

羽書五匁三分三厘三毛

同十一月晦日

溜羽書封附高

一、六千五百兩

此利足金五拾四兩と

(4 | 1 | A11 | 6)

五、「文政九年正月 溜羽書勘定帳」

(表紙)

三方
惣印
溜羽書勘定帳

一、五千九百両

此利足金四拾九両と

羽書拾匁六分六厘六毛

酉正月晦日
溜羽書封附高

一、五千八百両

此利足金四拾八両壹歩と

羽書五匁三分三厘三毛

同二月廿九日
溜羽書封附高

一、五千五百両

此利足金四拾五両三歩と

羽書五匁三分三厘二毛

同三月晦日
溜羽書封附高

一、五千三百両

此利足金四拾四両と

羽書拾匁六分六厘六毛

同四月廿九日
溜羽書封附高

一、五千九百両

同五月晦日
溜羽書封附高

此利足金四拾九両と

羽書拾匁六分六厘六毛

一、五千百両

此利足金四拾貳両貳歩

同六月廿九日
溜羽書封附高

一、四千四百両

此利足金三拾六両貳歩と

同七月晦日
溜羽書封附高

一、三千三百両

此利足金貳拾七両貳歩

同八月廿九日
溜羽書封附高

一、三千貳百両

此利足金貳拾六両貳歩と

同九月廿九日
溜羽書封附高

一、三千貳百両

此利足金貳拾六両貳歩と

同十月晦日
溜羽書封附高

一、三千四百両

此利足金貳拾八両壹歩と

同十一月廿九日
溜羽書封附高

一、千八百両

同十二月晦日
溜羽書封附高

此利足金拾五兩

西正月より十二月迄溜羽書惣高

五万式千八百兩

利足惣高

金四百四拾兩

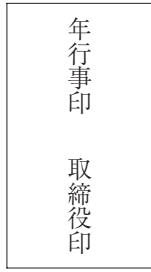
右之通相違無御座候、以上

文政九丙戌年正月

御奉行所

(裏表紙)

年行事印 取締役印



羽書
取締役
印

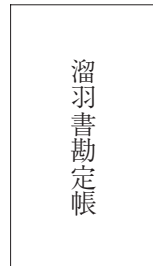
同
年行事
印

山田
三方
印

六、「文政十年正月 溜羽書勘定帳」

(表紙)

溜羽書勘定帳



一、式千九百兩

此利足金式拾四兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

戊正月晦日

溜羽書封附高

一、三千五百兩

此利足金式拾九兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

同二月廿九日

溜羽書封附高

一、三千五百兩

此利足金式拾九兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

同三月晦日

溜羽書封附高

一、三千九百兩

此利足金三拾式兩式歩

同四月晦日

溜羽書封附高

一、四千四百兩

此利足金三拾六兩式歩と

同五月廿九日

溜羽書封附高

(4 | 1 | A11 | 7)

羽書拾匁六分六厘六毛

同六月晦日

溜羽書封附高

戊正月より十二月迄溜羽書惣高
五万五百兩

羽書五匁三分三厘三毛

此利足金四拾兩

同七月廿九日

一、四千百兩

此利足金三拾四兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

溜羽書封附高

利足惣高

金四百式拾兩三步と

羽書五匁三分三厘三毛

右之通相違無御座候、以上

一、四千八百兩

此利足金四拾兩

同八月晦日

溜羽書封附高

文政十丁亥年正月

羽書
取締役

同
年行事

一、四千九百兩

此利足金四拾兩三步と

同九月廿九日

溜羽書封附高

山田
三方

羽書五匁三分三厘三毛

(4
|
1
|
A11
|
8
)

一、五千兩

此利足金四拾壹兩貳歩

同十月廿九日

溜羽書封附高

七、「文政十一年正月 溜羽書勘定帳」

(表紙)

一、五千兩

此利足金四拾壹兩貳歩と

同十一月晦日

溜羽書封附高

溜羽書勘定帳

羽書拾匁六分六厘六毛

同十二月廿九日

溜羽書封附高

一、三千七百兩
此利足金三拾兩三步と

一、四千三百兩

亥正月晦日

溜羽書封附高

溜羽書勘定帳

此利足金三拾五兩三步と
羽書五匁三分三厘三毛

一、四千六百兩

此利足金三拾八兩壹歩と
羽書五匁三分三厘三毛

一、四千三百兩

此利足金三拾五兩三步と
羽書五匁三分三厘三毛

一、四千三百兩

此利足金三拾五兩三步と
羽書五匁三分三厘三毛

一、四千五百兩

此利足金三拾七兩貳歩

一、四千六百兩

此利足金三拾八兩壹歩と
羽書五匁三分三厘三毛

一、四千八百兩

此利足金四拾兩

一、四千百兩

同二月廿九日

溜羽書封附高

一、四千六百兩

此利足金三拾八兩壹歩と
羽書五匁三分三厘三毛

同八月晦日

溜羽書封附高

同三月晦日

溜羽書封附高

一、四千七百兩

此利足金三拾九兩と
羽書拾匁六分六厘六毛

同九月廿九日

溜羽書封附高

同四月晦日

溜羽書封附高

一、五千兩

此利足金四拾壹兩貳歩と
羽書拾匁六分六厘六毛

同十月廿九日

溜羽書封附高

同五月廿九日

溜羽書封附高

一、五千兩

此利足金四拾壹兩貳歩と
羽書拾匁六分六厘六毛

同十一月晦日

溜羽書封附高

同六月晦日

溜羽書封附高

一、四千百兩

此利足金三拾四兩と
羽書拾匁六分六厘六毛

同十二月廿九日

溜羽書封附高

同閏六月廿九日

溜羽書封附高

亥正月より十二月迄溜羽書惣高

五万八千九百兩

同七月晦日

溜羽書封附高

金四百九拾兩三步

利足惣高

羽書五匁三分三厘三毛

右之通相違無御座候、以上

文政十一戊子年正月

羽書
取締役

一、五千百兩

此利足金四拾貳兩貳步

同二月廿九日
溜羽書封附高

一、五千百兩

此利足金四拾貳兩貳步

同三月晦日
溜羽書封附高

山田
三 方

一、五千貳百兩

此利足金四拾三兩壹步と

同四月廿九日
溜羽書封附高

一、五千四百兩

此利足金四拾五兩

羽書五匁三分三厘三毛

同五月晦日
溜羽書封附高

前田 又六殿
下山幸右衛門殿
岡村 牧太殿
中川芳左衛門殿

(4 | 1 | A11 | 9)

一、五千六百兩

此利足金四拾六兩貳步と

同六月晦日
溜羽書封附高

一、四千八百兩

此利足金四拾兩

羽書拾匁六分六厘六毛

同七月廿九日
溜羽書封附高

(表紙)

溜羽書勘定帳

一、五千百兩

此利足金四拾貳兩貳步

同八月晦日
溜羽書封附高

一、四千八百兩

此利足金四拾兩

子正月晦日
溜羽書封附高

一、五千貳百兩

此利足金四拾三兩壹步と

同九月廿九日
溜羽書封附高

羽書五匁三分三厘三毛

同十月晦日

溜羽書封附高

九、「文政十二年 引留(抄)」

(4-1-10)

一、五千三百兩

此利足金四拾四兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

同十一月晦日

溜羽書封附高

文政十二己丑年
引留

羽書

一、五千九百兩

此利足金四拾九兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

一、四千貳百兩

此利足金三拾五兩

子正月より十二月迄溜羽書惣高

同十二月廿九日

溜羽書封附高

文政十二己丑年四月

一、晦日

羽書封附有之
会合所勤

堤 刑 部
三役当番 上部 豊前
伊藤與四兵衛

利足惣高

金五百拾四兩と

羽書拾匁六分六厘六毛

右之通相違無御座候、以上

文政十二己丑年正月

羽書

取締役

同

年行事

山田

三方

御奉行所

右相濟候上刑部殿え申入候は、羽書追々相汚レ候ニ付猶々相溜り候様ニも被存候旨引替(店より)も申聞候、全押替延引ニ相成候故溜り札相増候儀と被存候、此節ニては汚レ羽書多く見苦敷候ニ付、来寅年は是非押替仕候様致度候、右ニ付近日御会合之節兩役罷出御相談申上度候間、為御知被下度旨申入候処、

刑部殿被申候は、一統え申聞候上御沙汰可申候との事、

一、十九日

会合小使下田利兵衛為八郎方え申参候は、此間御両役方より御相談被成度旨有之候二付為知呉候様被仰聞候、明廿日会合被致候間、午時頃より御越可被成候と之事、

右即刻及披露明廿日朝飯後より寄合申触置候事、

一、廿日

幸田源内方にて

寄合

幸田源内

榎倉右近

永野與兵衛

古森善右衛門

伊藤与四兵衛

惠川半九郎

野村太次兵衛

相揃候上申談候は、昨子年羽書摺立御延引二相成候二付、

此節にては汚レ羽書多く見苦敷是非来年は引替致度、尤此

節溜羽書多有之候、此節相考候得は、昨年引替御延引二相

成候事故川向辺近在は年限相過候故歟、追々金子二引替二

参り新札引替等を相尋候様ニも被存候、夫故弥不散在ニも

可有之候、乍然押替御伺申上候儀例通ニも難取計、先三方

中了簡も可承旨申合、尚又去ル酉年羽書式千両金子と御入

替にて会合所え御預ケニ相成候分、此節取扱候汚レ羽書と

入替御願申上候方可然二付、引替店相調子候処、

仁兵衛申候は、羽書は一体二相汚レ候、此節は差掛り御

入替ニも不及候様致融通候間益後ニ相成候上御入替被下
度旨申聞候事、

一、同日午時頃より

源内

右近

與兵衛

善右衛門

與四兵衛

会合所え罷出候処三方出勤

福嶋伊豆

三口市帯刀

福嶋豊前朱書後

堤刑部

久保倉弾正

被詰合伊豆殿被申候は、先日御相談被成度旨被仰聞候二付

去ル六日御沙汰可申候、六日は会合用向多延引致し候様被

申候二付、

年行事・取締役相談之趣相咄し来寅年押替伺方致相談候

処、

伊豆殿・帯刀殿被申候は、昨冬溜羽書御利足之儀御尋二付

三役より夫々口上書にて申上候儀未夕御沙汰無之候、若江

戸窺ニ相成候哉難計其半え押替口上書にて御伺申上候儀

御奉行所御差入りにて如何可有之哉、且又去ル西年御預り申上候式千両此節相汚レ候羽書と入替置候て、押替成丈相延し申度旨被申候二付、

右式千両之羽書先刻仁兵衛相調子候処凡小半分は汚レ半分余も宜候羽書ニ御座候旨申候二付、此節入替可申哉申聞候処盆後より之手当ニも致し度旨にて盆後入替候方可然旨申聞候、

伊豆殿・帯刀殿追々相汚レ是非押替御伺申上候儀ニ御座候ハ、直ニ御表えも難被申上候間、三役御館入より老入ツ、四五日之内御勝手へ罷出御用人中へ向ケト通り可申上候、左候ハ、御奉行所御了簡も可有之と存候旨被申候二付、三役相談之上右様取極メ引取候事、

一、廿二日

取締役式日寄合

溜羽書月々相増候二付、此上追々相増候ては引替金子之手当心配殊更御利足御下ケ金も月々相増候儀も心配致し、毎度新古引替中は溜り羽書有之候事故来年押替之節は弥相溜り可申、右等詔合御勝手にて御咄し申上、尚追々溜羽書相増候ては引替金子御下ケ金も御願可申上儀も難計、旁三役罷出候前申上度二付三方老分・年行事えも相咄候処両役とも被致承知候二付、一両日之内御館入御勝手へ罷出候積申極ル、

一、廿五日

御役所御勝手動

御館入
永野與兵衛

御中ノ口へ罷出候処、御取次志村吉兵衛殿御出合二付、御用人様方へ懸御目度旨申上候処、奥へ御入之上御用人有賀修藏殿御出合二付、

與兵衛申上候は、当所羽書之儀昨子年七ヶ年目惣押替年限ニ御座候処、溜羽書多く御座候故一兩年御見合ニ相成候ても宜敷御座候哉之旨亥五月御伺奉申上、同年十一月一兩年御見合ニ相成其後之振合ニ寄御伺可申上旨被為

仰渡候処、此節にては追々汚レ相見へ候間、来寅年押替被 仰附候様御伺奉申上度、先日より三方・年行事共とも追々内談仕候儀ニ御座候、去ル西年金式千両御差下ケ溜り羽書式千両三方会合所へ御預ケニ相成候内凡千両計は大汚レニ御座候得共、其節は此節致通用候羽書よりは汚レも御座なく候故、右は近々之内溜羽書大汚レ之向と御引替御願奉申上度奉存候事ニ御座候、

一、溜羽書之儀御承知被成下候通、追々相溜り毎度三・四月中は散在宜敷候て溜り羽書も相増不申候処、当春は月々相増候儀ニ御座候、引替店仁兵衛申候二は、川向辺惣て七ヶ年目押替相延候故、津・松坂辺并其近在々之者參宮之序羽書を金子ニ引替ニ参り新札御引替之儀相尋候者も

多く御座候由推察仕候処、年限相過候故他所向は追々金子引替ニ参候儀と奉存候、既ニ山田羽書引替之時節と申候て取引不仕候所も御座候旨承り申候、此振りニ候得は盆後え向候て溜羽書一万兩余ニも相成可申程難計旨仁兵衛申聞候、何程相溜り候ても引替滞り無之様可仕儀は勿論ニ御座候得共、追々相増候ては私共上ニて引替金子之手当難出来甚以心配仕、殊更御利足御差下ケ追々相増候儀奉恐入候儀ニ御座候、此上弥相溜り候得は御歎奉申上、御下ケ金御願奉申上度哉ニも奉存候得共、是以容易ニ御願も難奉申上旁心配仕候、乍憚御同席様方御堅考被成置被下度御願申上候、且又去十月御利足貳百兩ニて行足候様之勘弁無之哉之旨被為 仰附候後御沙汰も無御座候処弥御利足相増候儀何とも奉恐入一統心配仕候事ニ御座候、

右奉申上候通ニ御座候得は、此節押替御伺奉申上候も如何可有御座候哉、尚又新古引替中は前々も他所向羽書を金子と引替ニ参り候者多く溜羽書出来候故、此度之引替ニおいては弥相溜り可申儀ニ奉存候、乍併右は当方引替中之儀ニ御座候新札ニ相成候ハ、又々自然ニ散在も可仕哉ニ奉存候、羽書惣て汚レ候上川向辺右之通ニ有之候得は、何れ押替之儀は御伺奉申上度奉存候得共、右奉申上候次第二付一統心配仕候、先一応御内慮御伺奉申上度、

乍憚御同席様方御堅慮被成下度奉願上候旨申上候処、修藏殿一々尤ニ存候、此方ニても見及候処當時通用之向余り汚レ居候間合所え預ケ有之候羽書此節汚レ候向と引替候儀は勝手ニ被申出候て可宜候、溜り羽書一万兩ニも相成候ては引替金子并利足出方等之処心配被致候段尤ニ候、一万兩余ニも相成候ハ、御下ケ金被相願候積りニ候哉之旨被仰聞候故、

此節とても金子融通方心配仕候儀ニ候得は、一万兩ニも及び不申とも八九千ニも相成候儀ニ候ハ、御下ケ金御願奉申上度とも奉存候、只今之高ニては差掛り候儀ニも無御座候得は、追て御堅考可然御差凶御願奉申上度奉存候、羽書押替之儀は此節御伺奉申上、秋中御下知之上紙注文申遣し候事故、来春之摺替ニ候得は此節御窺不奉申上候ては手行出来不申候故、前々より前年五月御伺申上候事ニ御座候、

修藏殿被申聞候は、拙者共相談可申候得共今日下宿被致候ても待遠ニ可有之、先被引取可申旨被仰聞候故、

近日又々御伺ニ罷出可申哉御尋申上候処、右之儀は御奉行所えも申上、尚又組之者懸り役共とも一統評談致し可申事哉と存候間、一兩日見合候て又々可被罷出旨被仰聞引取、

右之通ニ付與兵衛帰宅之上三方老分福嶋伊豆殿え罷出、

右之趣申入候処、

伊豆殿何れ近日御越之上凡相分り可申候間、其上三役罷出候様被申候事、

年行事一統え為八郎を以及被露置候事、

六月

一、朔日

御勝手勤

永野與兵衛

御中ノ口え罷出候処、御取次三浦健左衛門殿御出合ニ付御機嫌相伺候上、先日修藏様え委細申上候羽書之儀御伺ニ罷出候段申上候処、

健左衛門殿委細承り居申候、修藏え可申聞旨被仰聞、奥え御入之上無程御用人白石大八郎殿御出合、先日修藏え被仰聞尚只今健左衛門え被申聞候旨致承知候、其旨 長門守え申聞候処、別ニ勘弁も無之候間来春押替之儀前々之振を以表え可被申出候、其旨御勘定所え相達し候旨被仰聞候ニ付、近日三役より御表え御伺可申上旨申上、尚先日修藏様え申上候溜羽書之儀は如何御座候哉御尋申上候処、其儀は何とも不申聞候、一応可申聞哉と被仰下候故、先日修藏殿え申上候通委細申上、差掛り候事ニても無御座候間摺替之儀御伺ニ罷出候節御伺可申上旨申上引取、右之趣ニ付帰宅之上直ニ福島伊豆殿え罷出候処他出ニ付又

候夕方恵川半九郎罷出面会之上與兵衛相勤候、御勝手羽書

押替之儀委細申入、明後三日罷出申度御差支無御座候ハ、書面振も有之候間御勘考被下御会合可被下候、両役罷出御

相談申度旨申入候処、

伊豆殿取調子御沙汰可申との事、

右年行事・取締役え及被露置候事、

一、二日

取締役式日寄合

五ツ半時過会合小使下田利兵衛參申候は、伊豆申上候昨日被申聞候羽書伺之儀明三日相勤可申候、尤一兩年御延引ニ相成候事故先例之振合ニも不参書面振致加筆後刻入御覽可申旨申參候ニ付、

裏判之儀も先例一所ニ申上有之候、右も申上度候間何れ両役罷出御相談申上度候間、御会合御差支無之候節被仰下度段申入候処、

利兵衛裏判之儀は何とも不申候間今一応可申聞後刻御答可申旨申置候事、

九ツ時過下田利兵衛申參候は、昨日裏判之儀は御沙汰無之候ニ付此方も心得不申候、先例相調子候処如何ニも一所ニ申上有之候、右ニ付ては当方も相談し尚御相談申度候間、明三日致会合候間午時頃より御越可被成、其上明後四日御役所え申上候様可致候との事、

右年行事・取締役え及披露置候事、

一、三日

幸田源内方にて

寄合

幸田源内

上部豊前

村井與四郎

永野與兵衛

古森善右衛門

野村三作

相揃裏判致相談候処、此度は毘沙門之像にて可有之旨凡

決着、尚三方中之上も可承候二付午時過より会合所え罷出

候処三方出勤

福嶋伊豆

三日市帯刀

福嶋豊後

被詰居候二付、此頃中之儀も申入尚裏判致相談候処三方中

被申候は、此度之裏判は大黒之像にも有之候と存候得共松

坂羽書同様にて不宣、毘沙門之像二有之候哉之旨被申、

当方存寄同意二付毘沙門之像二決着、尚書面出来左之通切

紙、

奉申上口上

山田羽書押替之儀、去ル文政四巳年八月被 仰出、同月

より羽書紙用意等二取掛り翌午年不残摺立同未四月迄新

古引替申候儀二御座候二付、去子年七ヶ年目年限二御座

候処、近来散在不宜溜り札多有之候故前々之振合を以押

替奉伺候儀難仕候二付、御引替年限二は御座候得共右押

替両三年差延候様可仕段去々亥年五月御伺申上御聞置御

座候処、当年二至汚損札等多追々溜札も相増弥散在之差

障二も可相成哉と奉存候、依之来寅年押替候様仕度、此

段御窺奉申上候、以上

丑六月

山田
三方

羽書
年行事

同
取締役

宛無之

裏判之順書左之通切紙

裏判之順左之通

一、毘沙門之像 延享四丁卯年

一、三面大黒之像 宝曆四甲戌年

一、寿老之像 明和七庚寅年

一、大黒之像 寛政二庚戌年

一、恵比須之像 同十戊午年

一、毘沙門之像 文化元甲子年

一、大黒之像 同七庚午年

一、福録^(マユ)寿之像 同十三丙子年

一、恵比須之像 文政五壬午年

右之内毘沙門之像相用可申哉ニ奉存候事、

右決着致し候ニ付、尚又式千両羽書入替之儀も御伺可申ニ付、明後五日三役御館入御勝手え罷出一応御伺申上其上御表え申上候様申合引取、

但し、本紙は先例会合ニて被認候積、

一、五日

御役所勤

三日市帯刀

三役当番 榎倉右近

村井與四郎

御中ノ口え罷出候処、御取次志村吉兵衛殿御出合ニ付御用人様方え御伺申上度旨申上候処、奥え御入之上御用人有賀修藏殿御出合ニ付、先日取締役より内々御伺申上候羽書押替之儀今日三役ニて御伺申上候口上書入御覽候処、修藏殿書面御覽之上、右ニて宜候間表え被差出候様被仰聞候ニ付、

裏判之儀前々振合申上候て、此度は毘沙門之像ニ可仕哉とも奉存、尚思召御座候哉御伺申上候処、

預り置勘弁之上沙汰可致との御事、

御表勤

右同人

御女聞え罷出候処、御番頭金田定右衛門殿御詰合ニ付、書面之写差出羽書押替之儀御伺罷出候段申上候処、奥え御入

之上御取次志村吉兵衛殿御出合ニ付三役申上候は、羽書摺替之儀御伺ニ罷出候段申上書面差上候処是又奥え御入之上御鎗之間おいて、

御用人 有賀修藏殿

御取次 志村吉兵衛殿

御立合ニて被窺出候、羽書押替之儀聞置候段被仰聞候ニ付、

先年は五月中御伺申上、八月頃御下知御座候てより取替り候儀ニ御座候、此度は如何取計可申哉之旨申上候処、

取究り候事故勝手次第第二取極り候様被仰聞、尚裏判之儀先刻被申聞候毘沙門之像宜様ニ被存候との御事、

尚又、三役別ニ呼出し可申聞候儀ニ候得共幸ひ三役被罷出候故申入候、先達てより溜羽書多分有之候ニ付、長門守より色々勘弁之儀三役え申入候処存寄申出候内、利下ケ之儀有之候故、是迄年老割之処此節より暫之間五歩利ニ引下ケ候様被仰渡候、尚存寄も有之候間暫之儀利下ケ申入候との御事ニ付

帯刀殿より溜り羽書之儀は取締役取賄候旨被申上候、與四郎一統え申聞候様可仕段申上候事、

尚又三役申上候は、去ル酉年八月金子と御入替ニ相成候羽書式千両、当時之汚レ羽書と入替候様仕度 御役所え持參可仕哉又は御出役之御序ニ会合所え御出役被成下候哉御伺申上候処、先可申聞との儀ニて奥え御入之上無程

御出合、

修蔵殿溜羽書新敷分式千両当時汚レ不通用分と入替候儀は
来ル十六日出役之節会合え罷出入替可申との御事、

一、十六日

会合所勤

福嶋伊豆

三日市帯刀

幸田源内

榎倉右近

野村太次兵衛

永野與兵衛

古森善右衛門

伊藤與四兵衛

恵川半九郎

御出役

御用人 陶山作兵衛殿

御組頭 岡村弥次右衛門殿

去ル酉年、会合所え御預ケ有之候羽書式千両御開封被成候

二付、三役え請取仁兵衛より差出し候汚レ羽書式千両、三

役封印之上え悉ク御封印被成会合所え預り入替相濟候事、

一、廿六日

会合所勤

羽書紙虫干

福嶋伊豆

注文相談

福嶋豊後

榎倉右近

永野與兵衛

古森善右衛門

伊藤與四兵衛

相談紙注文之儀御下知有之候上、残紙取調子注文可致処、

来月は御遷宮前会合も取込二付、凡注文高相談致し置候事

左之通、

白紙百七拾束

色紙三色八束宛

尚又請負人之儀御下知之上可申候二付、先佐右衛門も致病

死候事故如何可致もの哉為心得相談致し置候事、

(以下略)

(4-1-1から抜粹)

十、「天保五年二月写 溜り羽書之儀ニ付御組頭中え内談并魚問屋共え貸渡候仕法内談之覚仮書」

(表紙)

天保五年二月写
文政十二己丑十月より
溜り羽書之儀ニ付御組頭中え
内談并魚問屋共え貸渡候
仕法内談之覚仮書
壺番
天保二辛卯年十一月迄
取締役会所

文政十二己丑年十月十六日

御表勤

三役壺人ツ、

訳合両役引留ニ有

其後内々

御組頭志賀八郎次殿え永野与兵衛罷出ル、

一、十七日

取締役寄合

右は昨十六日八郎次殿え参り候節内分被仰聞候儀相談、

一、十九日

右同様ニ付再相談之上別紙連名帳面并書取を以内分八郎殿迄申上候趣決着、

一、同日夕方

志賀八郎次殿行

物代
與兵衛

罷出別紙名前帳面并口上書持参致し候処、八郎次殿組頭中相談致し可申、先預り置可申候との事、

一、廿一日

御扶持方御礼序

物代
与四郎

御組頭志賀八郎次殿え罷出、面会候之上此間与兵衛罷出候儀如何御座候哉、近日罷上り候旨申上候ニ付御尋申上候段申入、猶魚問屋等貸附之儀等内々御咄申上候処、

八郎次殿其後組頭中相談も篤と不致候間相談之上従是御沙汰可申との事、

一、廿五夕方

志賀八郎次殿永野与兵衛え御越被仰置候は、先日御預り申上候帳面書取之儀組頭中相談取極メ候得共、御用人之内修藏殿と大八郎殿此節引籠り被居作兵衛殿壺人ニ有之候間未夕申入不申、組頭中了簡ニては此節より惣大夫相止メ候儀は難出来候間冬中ニ相談致し置来春摺立より相

止メ可申とも存候、御内々此段申入候との事、

一、十一月二日

式日寄合

相談、魚問屋へ為融通羽書貸附候儀今一応志賀八郎次殿迄可申ニ付明三日序罷出候積申談置、

一、三日

志賀八郎次殿え永野与兵衛罷出面会之上溜羽書之内魚問屋共え貸渡候儀御咄し申上候処、

八郎次殿被申聞候は、修藏殿・大八郎殿被致出勤候間、近日先達てより追々被申聞候名前等書取候て申上候積ニ御座候間、魚問屋之向今日御勝手にて被申上候方可然存候、左候ハ、手前共より申上候と両様御相談ニ相成候ハ、宜旨被仰聞候事、

右ニ付、

御勝手勤

永野与兵衛

御中ノ口え罷出候処、御取次三浦健左衛門殿御出合ニ付、魚問屋共え羽書貸渡候儀申上候処、

健左衛門殿宜様存候、今日は用人中も詰合居候間被申聞旨にて奥え御入之上無程右御同人御出合被成、一兩日之内書取を以被申出候、左候ハ、相談致し能存候との御事、

右之趣ニ付、御目附小川部殿えも右之趣申上置候事、

一、帰宅之上魚問屋貸附之仕法河崎町表にて内々申入仕法書取

置、

一、四日

寄合

魚問屋共より差出させ候仕法書にて別紙書取致し明五日永野与兵衛御中ノ口え罷出入御覽候積、尤書取は御組頭中御目附えも同様差上候積、

一、五日

御勝手勤

永野與兵衛

御取次三浦健左衛門殿え罷出、魚問屋貸附仕法書并仲問書取差出入御覽候処、健左衛門殿用人中は存し居候得共給人は存不申者も有之候間御勝手へ被差出候様被仰聞、直様御中ノ口え罷出候処御取次三浦健左衛門殿御出合ニ付先日申上候儀書取申候間、内分御用人中迄御伺被下候旨申上候処奥え御入之上右御同人御出合被成用人迄御相談ニ有之候共、長門守え申聞候処先預り被置候、追て及沙汰可申候との御事、

一、仲間より相添候書取御組頭志賀八郎次殿えも写差上候事、

一、御目附小川部殿えも右書取差上置候事、

一、八日

御役所より御下使にて永野与兵衛方え御差紙到来、左之通、相談申度儀有之候間、明九日五半時可被罷出候、已上

十一月八日

御役所

御金方

永野与兵衛殿

追て勝手ニも用向有之趣ニ候、此段為念申進候、

右請書御使え相渡候、

御用向御座候ニ付、明九日五半時參上可仕旨被為仰下奉

畏候、已上

十一月八日

羽書取締役

永野與兵衛 印

御金方御衆中

追て御勝手ニも御用御座候御趣奉承知候、

一、九日

御役所勤

村井與四郎

永野與兵衛

御召ニ付麻上下

但し、与四郎は下宿迄詰合

御玄関え罷出候処、御番頭前田貢殿御詰合ニ付昨日御金方より御召ニ付罷出候段申上候処、奥え御入之上御組頭前田又六殿御出合にて暫下宿被致候、後刻沙汰致し可申との御事、

御勝手え罷出候処御用人白石大八郎殿御出合ニ付御挨拶申上候処被仰聞候は、先日被差出候魚問屋共願之儀ニ付書取之趣尤ニ存候、長門守ニも追々溜羽書相増心配被致候事

ニ候得は、問屋共願之通被聞済可申候間先御表え願被出可然候、組之者よりも用向有之候様承り候間直様御表え被罷出可被承旨被仰下則御表え罷出候処、

前田又六殿

御組頭 岡村弥次右衛門殿

中川芳左衛門殿

右御烈座御玄関にて被仰聞候は、先日八郎次殿次方え向溜(ノリ)羽書貸附方之儀被申聞致承知候、右之段今一応承り可申存候て呼出し候旨被仰聞候ニ付、

與兵衛申上候は、先日内々御同役様之内え申上候は当所富涯之者え百・貳百兩宛御貸渡、百兩ニ付貳拾兩宛毎月金子を以羽書ニ引替候様被為仰付候ハ、羽書散在ニも相成可申哉之旨申上置候処、河崎町魚問屋共羽書拝借之儀御願申上度旨私共え内々申聞候ニ付、前段之続を以右之段尚又御同役様え内々申上候処、富涯之者え貸附候様各様方之上御相談も可被成下、問屋共之儀は願出候事ニ候ハ、一応御勝手にて御窺可申上様被仰下候ニ付、先日書面を以魚問屋共願之儀御勝手え御伺申上候処、只今大八郎様被仰下候は直様御表え願出候様被仰渡候段申上候処、又六殿被申聞候は、其儀も承り候、魚問屋之儀は別段之事ニ候、町表引受之事ニ候得は勝手ニ町表より可願出候、只今相尋候は先日被差出候名前之者え羽書御貸附之儀被仰渡

候ハ、一統承知可仕儀哉、尚又当冬より新札摺立ニ追々相懸り三・四月頃ニは新札致出来候ハ、弥以羽書散在方之儀取計可申儀ニ付、右名前之者之内引受不申候者も有之候共、各方役中之上ニて成とも引受候程之事ニ無之候ては貸附之儀も難申談候間、右名前之者え無急度被駈合候て早々可被申聞候旨被仰聞候ニ付、

与兵衛申上候は、昨年十二月溜羽書四千弍百兩ニ御座候、

当十月溜羽書高六千七百兩之内汚レ札千兩計可有之哉、

尚三千兩見並惣大夫え御貸渡之分ニ御座候得は引残て弍

千兩余之処魚問屋共願之通御聞濟有之、千兩御貸渡ニ相

成候得は昨年之見積りニては最早外え貸渡候にも及び不

申哉にも奉存候旨申上候処、

又六殿被申聞候は、何れ来春ニ至り候得は会合所ニ有之候

弍千兩も新札と引替貸渡ニ相成候様可致、左候ハ、弥貸方

之処儘ニ聞置申度候間、先右名前之者え被駈合当月来月は

追々御用多相成候間、一兩日中ニ可被申聞候、尚又毎月十

七日・廿七日羽書五百兩ツ、持參可致旨申渡置候得共以來

は右ニ不及候、若又持參可被致儀有之候得は従是沙汰ニ可

及候との事ニて引取、

一、十日

寄合

昨日被申聞候通、先日差上置候名前之者え駈合可申ニ候得

共、此節羽書御貸渡ニ相成不申候ては却て色々評し候のみニて如何可有之哉、先当時溜羽書高之内汚レ羽書并惣大夫え御貸渡之分引残り弍千兩余之処千兩魚問屋え御貸渡残り千兩余当月溜り羽書も有之候得は、先千五百兩質屋仲間え御貸渡有之候様可申上哉と存、内々為八郎を以宇仁田仁兵衛方え聞合候処、質屋中え被仰附候ハ、多分御請可申上哉にも存し候旨申聞候ニ付、先其趣を以伺可申積ニ申談候事、

一、十一日

御役所勤

永野與兵衛

御玄闈え罷出候処、御番組早崎善兵衛殿御詰合ニ付御金方

え御目懸り申度旨申上候処、奥え御入之上御組頭岡村弥次

右衛門殿御出合ニ付、

与兵衛申上候は、一昨日被仰聞候名前之者駈合可申ニ候

得共、一昨日申上候通当時溜羽書高相調子候処左之通ニ

相成申候書附左之通、

十月晦日改封附

溜羽書六千七百兩

内

千四百兩

汚レ羽書

通用難仕分

三千兩

見並惣大夫え
御貸渡之分

引残り

式三百兩

右書附入御覽、式三百兩之内千兩魚問屋共願之通御聞
 濟御座候得は残り千三百兩ニ相成候故此節名前之者え御
 貸渡候程は無御座候ニ付、右は来春ニ相成溜羽書出来候
 上駈合可申、先此節千三百兩え当月相溜り候分差加え千
 五百兩当所質屋仲間え御貸渡御座候ハ、時節金子入用之
 折柄ニ候得は質や仲間之者共金子為融通難有可奉存哉と
 奉存候、質屋仲間共七・八軒も御座候由一統え申談候事
 も如何と奉存、一兩人え内々駈合候処前文之通申聞候ニ
 付此段申上候、尚又私共存候ニは羽書御貸附ニ相成候儀
 承り候ハ、追々拝借相願候者も可有御座候得は、此度初
 て之儀ニ候故御利足之処六・七歩ニも被仰渡、追て新札
 も出来候上追々溜羽書出来候ハ、利足御引下ケニ相成候
 共先此節は右様被仰渡如何可有之哉之段申上候処、
 弥次右衛門殿被仰聞候は委細尤ニ存候、魚問屋共上も五歩
 利之願ニ候得共六・七歩ニ相成候ても苦間敷哉、質屋共之
 上は六歩位之事ニも可有之哉、先相談可申候間暫下宿致し
 候様被仰渡候ニ付一先引取、
 無程御使参御番所え罷出候処御同人御広間え呼寄候処、是
 ニても宜候、先刻被申聞候儀委細致承知候、先明日三役相
 揃可被罷出候、則御差紙御渡被成引取、
 但し、右御差紙より十三日御請迄兩役引留ニ委敷有、

依略之、

一、十三日

三役御用相濟候上暫有之取締役御広間え罷出候様御使参、
 即刻

御役所勤

永野与兵衛

御玄闕え罷出候処、御番頭金田定右衛門殿御詰合ニ付、御
 用御座候旨被仰下罷出候段申上候処、奥え御入之上御取次
 志村吉兵衛殿御出合ニ付右同様申上候処、是又奥え御入之
 上御鎗之間にて

御用人

有賀修藏殿

御組頭

前田又六殿

御立合にて此節魚問屋共羽書拝借願候処町表より魚問屋共
 え願出候由にて河崎町より願出候ニ付、年六歩之利足にて
 町表え貸渡候旨被聞濟候、尤取締役上にて借受候旨申渡候
 間御前方より被貸渡候、尤証文は御奉行所宛にて被取置、
 序之節御持参被致候との御事ニ付、

与兵衛御下書被下候哉御伺申上候処凡被書取被差出候、
 添削可致候との御事、

一、十四日

寄合

永野与兵衛
 古森善右衛門
 伊藤与四兵衛

出席之上相談下書出来左之通、

惠川半九郎

奉拝借御金手形之事

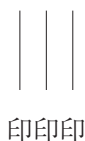
一、羽書千両也 利足年六步定

右は当町魚問屋共一統奉拝借度旨願出候ニ付町表引請御願奉申上候処御聞濟被為成下、羽書取締役より書面之高町表え儘ニ奉請取候、返納之儀は来寅十月廿五日限元利無滞可奉上納候、魚問屋共儀は他領嶋々え魚荷仕切金日々差遣候事故羽書散在ニ相成候儀承糺候処相違無御座候ニ付、町表御願奉申上御聞濟被為成下難有仕合奉存候、依之魚問屋共所持之品々儘成質物町表え取置、万一故障之者有之候共右質物町表ニて壳払、質物之過不足ニ不拘元利無滞急度可奉上納候、依拝借証文如件、

文政十二己丑年十一月

河崎町 年 寄 印

当時出勤



御奉行所様

右出来ニ付明十五日与四兵衛羽書裏判御用ニ付三役罷出候事故右相濟候上御金方え御伺可申上積、

一、十五日

御役所勤

伊藤与四兵衛

御玄関え罷出候処、御番頭早崎善兵衛殿御詰合ニ付御金方え御目懸り度旨申上候処、奥え御入之上御組頭前田又六殿御出合ニ付一昨十三日被仰聞候河崎町え羽書貸渡候ニ付下書認見申候ニ付持参仕候、御覽之上御添削被成下度旨申上候処、一応御覽之上奥え御持参被成無程御出合被仰聞候は、不用之処朱ニて相ケシ候、乍然御書加へ被成候共不苦候、御役所之上差支不申不用と存候故朱入申候、御書入被成候て不苦候との御事ニて引取、

一、十六日

但し、魚問屋名前無之ケ所も有之候段御尋被成候事、

但し、下書別紙ニ有之、

一、明十七日貸渡候旨河崎町え為八郎を以申入下書相渡、九ツ時頃御当番御越可被成旨申入置、

一、此節之溜羽書高集高引替店ニて取調子置候左之通、

六月三千両見並惣大夫行取集高

八百両宛 惠川様 七百両宛 古森様
永野様 野村様

当月魚問屋行集高千両之内

三百両宛 古森様 貳百両宛 永野様
野村様 惠川様

一、十七日

寄合

永野与兵衛

古森善右衛門

伊藤与四兵衛

恵川半九郎

相談、魚問屋共申合証文取置可申申度候ニ付草稿出来左之通、

此度私共 御役所え御願奉申上羽書千両河崎町え御貸渡被為成下私共奉拝借候ニ付、魚問屋一統心得方申合之儀、

左ニ奉申上候、

- 一、羽書散在ニ相成候儀ニ付、御貸下ケ被成下候儀ニ候得は弥以散在宜様相心懸ケ魚荷差送り候向、羽書通用之場所は四五両以下小割ニ相渡、早速引替店え相廻り不申候様可仕候、尤魚荷仕切金之外外用ニ相遣申間敷、勿論銘々より一切金子ニ引替候て相遣申間敷候、

附、銘々商売高之多少を以夫々拝借仕候事、

- 一、以来掛方より松坂羽書差越候ハ、私共心得を以断申入、無扨請取候向は取集候て松坂引替所え遣し金子ニ引替候様可仕候、差掛り仕切金入用之節は御役中手寄之御方え持参可仕候間、山田羽書と御引替被成下候様仕度候、

- 一、魚荷仕切金成丈羽書差遣し可申ニ付、已後羽書手廻り不申候節は金子を以羽書御引替ニ預り、成丈羽書散在仕候様心得可申候、

一、願之通毎月元金五拾両宛町表え相預ケ候方、金子を以引替

店にて羽書ニ引替候て、右羽書五拾両町表え御預ケ申候様

可仕候、

一、限月上納之儀は町表より急度被仰附候通聊相違無御座候、

弥以大切ニ相心得申合置申候、

右之通堅申合候ニ付為念此段申上置候、以上

右出来之上河崎町え申遣し候処、

年寄当番
森嶋平八郎
町代
平野久右衛門
魚問屋年寄
三人 出ル

右被罷出候ニ付為八郎出合証文請取候上、

当番
古森善右衛門
恵川半九郎

右出合申合之趣申聞下書相渡散在ニ相成候様申渡証文請取候上、羽書千両貸渡候事、

一、十八日

魚問屋中より申合一札并名前相除候書取差出候事、

但し、右式通別紙ニ写有之候事、

一、十九日

御役所勤 証文持参

永野與兵衛

御玄闈え罷出候処、御番頭金田定右衛門殿御詰合ニ付、御

金方え御目懸り度旨申上候処、奥え御入之上御組頭前田又六殿御出合ニ付、一昨十七日河崎町へ羽書貸渡候間証文差上候旨申上、尚又魚問屋共申合一札并相除候名前書取入御覽候処、奥え御持參被成候、

御広間にて中川芳左衛門殿え申上候は、魚問屋御一札申上度旨申聞候、乍不調法御伺申上候段申上候処、同役え申談し旨にて奥え御入被成候、

無程又六殿御出合被成証文被請取置候、魚問屋差出し候申合連印写被差出候様被仰聞候ニ付持合候下書差上候処、尚又被仰聞候は魚問屋共一札之儀は相談致し置可申候との御事、

一、廿三日

御役所勤

永野與兵衛

古森善右衛門

御玄闕え罷出候処、御番頭金田定右衛門殿御詰合ニ付御金方え懸御目度旨申上候処、奥え御入之上御組頭岡村弥次右衛門殿御出合ニ付魚問屋共申合書面之写差上候上、先日被仰聞候質屋仲間一両軒相尋候処、羽書御貸渡之儀御願申上候様被仰付候ても一統申談候上ならては御請不申上候由、尤私共迄申出候上私共より御願申上候様先日被仰付候得共、私共迄申出候儀も表向私共より申聞質屋仲間相談之上ならては不申出候様奉存候ニ付、右表向申聞候哉御伺申上候、

尚又当月は追々田丸辺よりも持參致し六百両計も引替ニ參昨日迄にて千八百両計相溜り申候、此上御貸附御座候ても御下ケ金無御座候ては溜羽書高相増可申旨にて私共上にても五歩利にて入金仕候も差入り申候、此後貸付候ハ、御下ケ金無御座候ては同様之事にて溜羽書相減し不申旨申上尚又善右衛門より田丸辺引替名前書差出右之通田丸辺より引替ニ參り候旨申上候処、奥え御入之上、

岡村弥次右衛門殿

中川芳左衛門殿

御立合にて被申聞候は、右田丸辺より引替ニ參り候儀は致承知候事ニ御座候、此後羽書差遣し不申尚又乍内分惣大夫方より当冬千両計も金子差出し可申候間右相渡可申候、田丸辺より引替ニ參り候儀は承候ニ不及候間書附差返し候、尚又来年摺立之上は会合ニ有之候式千両も新札ニ引替貸渡し候積ニ有之候、質屋仲間之上は何卒当冬之内貸付候様致し度候、脇々よりも内々申出候処も有之候得共、御前方は上ならては不宜候間、質屋仲間之上被申入早々貸附候様可被致候、尚又五歩利之処も此後溜り羽書式千両ニも相成候節は壹割ニ相成可申候間、下ケ金之儀不申候方可然存候との御事、

尚又先日魚問屋より謝礼之儀被申出候、右は御用金とも相違ひ候間半減にて都合六兩三分式朱程被差出候様御取計

可被成との事ニ付、

如何致し差出し候哉申上候処、割方は此方にて致し候て
宜候、用人は五百疋ツ、給人は四拾匁ツ、御金方は五百
疋と被申候事、

右帰宅之上申談明廿四日為八郎を以先仁兵衛方迄申入
候、其上仁兵衛上にて不宜候ハ、組頭夫々え為八郎ニ
て申遣候積決着、

一、廿四日

為八郎方より仁兵衛え申入候処仁兵衛申候は、私方御取締
方手先にて有之候事故發端申入其続にて追々私方え申参候
ては差込り候間御断申候との事、

一、右ニ付当年質屋組頭

上組 辻九兵衛 中組 岩出市右衛門

下組 永井善右衛門

右三軒へ為八郎罷出面会之上申入候は御聞も被下候哉、御
存し之通当所え松坂羽書多く入交り候ニ付当所羽書相溜り
候、右は 御役所初夫々三方中取締役中迄も心配被致候、
右ニ付此度 御役所御奉行所より被仰出羽書為散在御仲間
中え羽書高式千両程御貸渡被遊度御旨にて、夫々 御役所
え御咄出しにて可被仰渡処、左候ハ、町々え相懸り大高二
相成候ニ付此度取締役中より申入取締役中迄為相願其上取
締役取次致し候て 御役所え申出候様との御事ニ御座候、

尤羽書高式千両年六歩利足にて十二月御貸渡にて来寅十一

月限、限月金子を以上納可致仕法にて月々御借受高百兩ニ
付金式拾兩宛毎月廿日迄之内引替店え金子持参羽書引替御
遣ひ被下候ハ、散在ニも可相成様被存候、右御一統御相談
被下、来ル廿七日迄ニ御返答可被下候、其上御返答之趣御
役所え被申上候儀ニ御座候間御決着之処被仰聞可被下候旨
申入候事、

一、廿五日

辻九兵衛 岩出市右衛門

永井善右衛門

右三人為八郎方え罷出、明廿六日寄合仕候ニ付昨日之趣今
一応承り度旨申聞候ニ付、

為八郎方より昨日申入候趣尚又申入宜御相談可被下旨申
入遣ス、

一、廿六日夜

為八郎方え

辻九兵衛・岩出市右衛門・永井善右衛門

右三人罷出申聞候は、一昨日被仰聞候羽書御貸附之儀今日
一統寄合致相談候処時節手当も致し候間御断申上候、宜被
仰上可被下候との事、

一、廿八日

御役所勤

古森善右衛門

御利足上納相済候上、御組頭中川芳左衛門殿え魚問屋共謝
礼差上候処質屋仲間御尋二付、

先日壹両・三人間合候処難有御請申上候処、表向一統え
申入質屋共一統寄合致し候処、色々大勢二候得は内二は
不徳心之者も有之候故歎時節手当も仕候間御断申上旨申
出候段申上候処、奥え御入之上

前田又六殿先承り置候、色々申出候方も有之候間追々御相
談可申旨被仰聞候二付引取、

(以下二丁余白あり)

文政十三庚寅年

一、十月廿三日

御役所勤

永野与兵衛

魚問屋え昨丑年十一月溜羽書之内千両貸渡候処此節返金為
致候二付、御役所にて御請取被遊候上御下ケ被成下候哉、
当方にて請取封切二仕候哉御伺申上、尚又証文今日御下ケ
被成下候哉御伺申上候処、御組頭中川芳左衛門殿被申候は、
直二取締役にて請取相届候上証文差下ケ可申候との事、

一、廿五日

金子請取

河崎町御当番星山権兵衛殿へ証文御下ケ迄仮請取相渡
候事、

一、廿六日

御役所勤

永野与兵衛

昨廿五日金子請取候旨申上、証文御下ケ被成下候事、

一、同日

会合所え河崎魚問屋共え去冬貸渡置候羽書千両元利昨廿五
日請取候二付溜羽書封切二相成、尚又溜羽書千両御貸渡候
旨為八郎を以申届候、

一、廿八日

御役所勤

永野与兵衛

河崎町魚問屋共え溜羽書之内千両又候貸渡候旨御伺申上候
処、御用人大嶋晋兵衛殿御出合被成、河崎町魚問屋共より
御願出候聞濟候間羽書相渡候上証文持参可申候との御事、
一、十一月二日

寄合

河崎町魚問屋共え羽書相渡候二付河崎町当番相招候処、

当番

星山権兵衛殿

町代

平野久右衛門

魚問屋惣代式人

罷出候二付羽書千両御相渡証文請取候事、

一、三日

御役所勤

伊藤与四兵衛

証文持参

御玄関 中川芳左衛門殿
御取次 江添猪輔殿

河崎町より差出候証文差上、御礼金も差上候事、

天保二辛卯年十月廿二日 (後筆) 証文

式日寄合 皆勤 書へし

今日河崎町年寄小川三左衛門殿并魚問屋物代式人罷出候ニ付、

当番 古森宜三郎
伊藤与四兵衛

出合候処小川三左衛門殿金千六拾兩被差出、去寅十一月拜
借仕候羽書千兩返済可申旨にて被差出候ニ付請取候上明廿
三日 御役所へ申上候上御証文御返進可申旨申入遣し候、
但し、仮請取相渡し候事、

一、今日溜羽書千兩封切致し封印、宇仁田へ相渡し候、当番与
四兵衛相勤ル、

一、廿三日

御役所勤

(永野與兵衛)
伊藤与四兵衛

御玄関え罷出候処、御組頭中川芳左衛門殿御詰合ニ付書面
差出、昨寅年河崎町魚問屋共え羽書千兩町表取次にて貸渡
候処昨廿二日金子を以返済相済候、此段申上尚又来月二至

り河崎町より御願可申上候旨ニ御座候、昨年之河崎町証文
御下ケ可被成下旨申上候処、奥へ御入之上御同人証文御下
ケ被成下候事、

但し、直二今日相下り候証文河崎町へ相渡、

昨日之仮手形と引替相済候事、

一、会合所へ為八郎より魚問屋相済候段申入置候事、

十一月

一、八日

河崎町より魚問屋共羽書拜借之儀昨日御役所へ相願候処
御聞済被遊候ニ付明九日成共拜借致し度段申出候事、

一、同日

河崎町より羽書拜借相願候ハ、御役所より御達し有之可申
処、此度は御達し無之候得共、先月返納相済候御届ニ罷出、
其節来月二至り又々拜借御願可申上旨申出候段申上候処、
例通被取計候様被仰聞候ニ付御達無之候共、明九日羽書相
渡十日ニ証文差上可申旨決着致し候事、

一、九日

河崎町え羽書貸渡

当番
伊藤与四兵衛
村井寛二

河崎町年寄星山権兵衛殿町代平野久右衛門魚問屋式人召連
罷出候ニ付、証文請取候上羽書千兩貸渡候事、

一、十日

御役所勤

古森宜三郎

御玄闕え罷出候処御組頭中川芳左衛門殿御詰合ニ付、昨九日河崎町へ羽書千両相渡候ニ付証文差上候段申上、魚問屋共より差出候御礼金芳左衛門殿へ差上候処、証文は御取次へ差上候様被仰聞礼金は御預り被成奥え御入之上御取次大嶋忠次殿御出合被成候ニ付、昨九日河崎町え羽書千両貸渡候段申上証文差上候処請取置候との御事、
一、会合所へ為八(マ)を以昨九日溜羽書之内千両河崎町へ貸渡候段申届候事、

(4-1-A7-12)

十一、「文政十二年十二月 溜羽書之内会合所え拝借被相願候処
対談取纏尚亦千両程拝借被致候并宇治会合所え式百両拝借被致候御達之覚書」

(表紙)

文政十二己丑年十二月

溜羽書之内会合所え拝借被相願

候処対談取纏尚亦千両程拝借

被致候并宇治会合所え式百両

拝借被致候御達之覚書

文政十二己丑年十二月

一、七日夜九ツ時頃

会合所より吉田徳次郎を以為八郎方え申参候は、明八日御両役方え御相談被申上度義御座候間午時頃御越被下度旨申参候事、

右年行事・取締役及披露寄合申触置候事、

一、八日

午時過より為八郎方え

寄合

幸田源内

榎倉右近

三日市(与三大夫カ)三大夫

村井与四郎

永野與兵衛

古森善右衛門

伊藤与四兵衛

惠川半九郎

野村太次兵衛

右相済候上出席之上

幸田源内

榎倉右近

三日市与三大夫

永野與兵衛

古森善右衛門

罷出候処三方出席

恵川半九郎

福嶋伊豆

三日市帯刀

福嶋豊後

被相詰居候て被申聞候は、此度会合所当暮諸賄ニ溜羽書之

内拜借仕度段乍御内々相窺申候処粗御聞濟可有之様存候、

依之御差支無之候ハ、明日願出申度段、尚又御兩役之儀は

兄弟同様故後日御尋御座候節御承知無之候ては相濟不申故、

御差支等無之哉御尋申入候との事ニ付、

自是申入候は被仰聞候義承知仕候、尤取締役之上ニ心

配成儀も御座候間、此頃中乍御内々一役より御伺御願

等申居候義も御座候得は一統相談之上御返答可申上旨

相答一先引取、

一、右帰宅之上相談候は、溜羽書三役之内一役え拜借致し候義

は不宜、尤封切ニ相成被借受候得は宜事ニ御座候、一体溜

羽書不散在之儀は三役心配ニ存候事故封切ニ相成拜借被致

候義ニおゐては一同差支之筋無之ニ付相談致決着、会合所

え為八郎を以先刻被仰聞候義不席之者も呼寄候ニ付無程罷

出候間、今暫御会合可被下旨申入候処、

役人堤順助致承知候間御勝手ニ御越被下候との事、

右ニ付出席之内

罷出候処会合詰合

幸田源内

榎倉右近

永野與兵衛

古森善右衛門

福嶋伊豆

福嶋豊後

詰合被居候ニ付返答申入候は、

三役一統羽書不散財之儀は心配仕候事故、封切ニて御

借ニ相成候ハ、散在之ため宜敷存候間、右之趣を以御願

為有度段申入候処、

兩人被申聞候は、右ニては趣意相触レ申候て迷惑仕候、先

達て魚問屋共願出候振合を以相願申候義故御差支無之義ニ

おゐては同様相願申度存候との事、

取締役より申入候は、御会合え拜借之筋差支と申義無之

候得共、此節月廻且は散在相成候ハ、宇仁田店え溜羽書

多く相成可申、右ニては引替金ニ差入り候間其段後日

御役所より御尋御座候節は取締役より金子差支申候段可

申上候旨前以申入候処、

伊豆殿以之外立腹ニて取締役方より御返答一円会得不仕候、

尤魚問屋共願之節は不行届義も御座候ハ、其段会合え御沙

汰可有之処無其儀会合ニ拜借相願候故御差支等出来申候様

相当り何共迷惑ニ存候、御差支之筋一円承知不仕との義ニて立腹之様子ニ付、

與兵衛申入候は、魚問屋共願方之儀は御内意之儀も御座候て此処ニては難申上御自宅え上り委細可申上と申入候処、先暫御扣被下候様との事、

玄闕え扣居候内役人を以被申聞候は、御一役え御出被下候との事ニ付年行事罷出候処、

伊豆殿被申聞候は、何分魚問屋同様相願申義故差支有之と被申聞候ては相済不申、先達て三役ニて申上候は、以来町在より願出候共差支無之義申上置候事故其段相心得乍御内々も相伺申候事ニ御座候、右取締役方御返答ニては伊豆身分ニ相拘り武士なれハ切腹も可致義ニ御座候、依之御差支之儀ニおゐてハ願下ケ仕、拙者会合退役可仕候との事ニて被申募候ニ付、

源内・右近申入候は、今一応取締役え思召之義申入御返事可申上と申入退、

伊豆殿今晚中ニ御返事承り度存し候と被申聞候事、

寄合之席え罷歸り右之趣一統え申咄し尚相談之上年行事より取締役え申聞候は、明年は既羽書押替年ニ御座候得は兎角三役和談之義相願候事故取締役ニも御不背為有度旨申聞候故、取締役上ニは同様之事故此上は年行事え仲人挨拶相頼可申段決着之事、

一、年行事申聞候は魚問屋一条不行届義会合え不申入候も取締方之不念、尚又此度会合所より羽書拝借之儀前以不申聞義も不念、殊ニ何程拝借被致候義哉員数相分り兼候間其段も相尋取締役方ニも引替金之儀心配仕候義も会合ニ差含ニ預り度段、且は魚問屋願出候振を以両役承知之段申入諸事申減申度候、尤兩人伊豆殿自宅え明九日朝参り挨拶可申入との事ニて寄合退、

但し、会合所えは為八郎を以先刻之御返事可申上候得共、深更ニも相成候間明昼前罷出可申旨申入候処、

役人堤順助被申上候上、当方五ツ時より罷出御持請可申候との事、

一、九日朝

幸田源内

榎倉右近

福嶋伊豆殿自宅え罷出候事、

一、同日九ツ時頃より為八郎宅寄合

幸田源内

榎倉右近

村井與四郎

永野與兵衛

古森善右衛門

伊藤与四兵衛

恵川半九郎

野村太次兵衛

相談、昨日會合所より被申聞候一条及返答候義は惣て預聞流、兩役共魚問屋願方同様相心得可申候間差支申義は無之候、拝借之儀は御勝手ニ御願出為有度段申入候義相談決着ニ付、出席之内

幸田源内

榎倉右近

村井與四郎

恵川半九郎

會合所え罷出候処會合出席

福嶋伊豆

三門市帯刀

福嶋豊後

被詰居候ニ付、年行事・取締役より申入候は、昨日被仰聞候溜羽書之内御拝借之儀其節御返答申上候義は惣て双方聞流ニ仕、今日御返答申上候儀兩役差支筋無之候間御願出為有度存候と申入候処、

三方中被申聞候は、御差支無之筋ニ御座候ハ、明日願出可申段被申聞事済申候事、

一、廿日夜五ツ時頃

會合所より使を以為八郎方え御用御座候旨申參候ニ付罷出

候処、役人堤順助申聞候は、明廿一日当番中 御役所え溜

羽書高汚レ羽書等被申上候間為念一応御調子可被下候、先日汚レ羽書高千五百兩有之候由及承候、尚宇仁田店相調子今晩中ニ可被申聞候、明朝は早ク被出候旨被申候ニ付承り直ニ宇仁田店相調子候処左之通、

十一月晦日改溜羽書高

八千四百兩

内

三千兩 見並惣大夫え御貸渡

千兩 河崎町魚問屋向

千五百五拾兩 汚レ羽書之高

千六百兩 封切有之候高

差引残り

千貳百五拾兩 通用可致羽書

右之趣ニ付直ニ為八郎會合所え罷出候処、役人堤順助被居候ニ付口上ニて申入候処順助申聞候は、羽書封切之儀は暫く御切被下間敷候様御披露可被下候との事、
一、廿一日暮後

會合所より使を以為八郎方え御用御座候旨申參直ニ罷出候処役人堤順助申聞候は、今日当番 御役所え被出溜羽書員數被申上候処御駈合御用人陶山作兵衛殿ニて被仰聞候は、此節内宮會合所より羽書拝借申出候、尤先日以來河崎并山

田内夫々え御貸渡二相成候ても差支無之旨被申出候事故差支有之間敷候得共尚為念申入候、而役取調子(マ)一役にて可被申出時節柄之事故早々申出候との儀二御座候、尤明日当方序有之候間可申上候、御披露之上今晚中二被申聞候、尚又廿二日当番中御取締方え御目二被懸度義有之候間、四ツ時頃御老人御越可被下候との事、

右年行事・取締役及披露候処先日より続も有之候、旁早々差支無之旨返答可致二決着、

一、同夜

会合所え為八郎を以申遣し候は先刻被仰聞候、此節溜羽書之内御貸附御座候て別ニ差支候義無御座候間、宜被仰上可被下旨申入候処、

役人堤順助致承知候、明日当番中より被申上候との事、

一、廿二日

取締役

與 四郎

式日寄合

與 兵衛

善右衛門

与四兵衛

半九郎

太次兵衛

善 助

相談、三役之内え溜羽書被致拝借候は一体不宜候、尚又何

程拝借被致候義哉不相分、当時千式百五拾兩程有之候羽書御貸渡二相成、当暮羽書引替ニ参り候節羽書無之とも難被申候、右等御金方迄御咄し申上相伺候方可然二付乍内分寄合之席より

與 兵衛

善右衛門

小林え罷出下宿之上

善右衛門

御番所御勝手え罷出前田又六殿え御目懸り度旨申上候処、御同人御表え罷出候様被仰聞候二付、御広間え罷出相扣申候処、無程前田又六殿御出合被成候二付申上候は、此度会合所より溜羽書之内拝借願出候由、一昨廿日夜羽書員数相尋候二付当時通用出来申候羽書千式百五拾兩御座候故其段申入置候、其後山田惣中え溜羽書拝借之義二付差支無之哉之段申聞候二付年行事・取締役差支無之旨申答置候、乍然会合より拝借相願此節御貸渡二相成候ても是迄も同様御貸渡之程は羽書引替店え相戻り封附高多相成引替金二私共差支申候間、右千式百兩之儀は無程廿四・五日頃より追々散在相成申候間御貸渡之儀は御無用被遊候ても当暮は通用出来之羽書出払散在仕候間右之段申上候、尚又此間役人順助より申聞候は、溜羽書封切之儀は暫相止メ候様申聞候相濟不申義申聞候、今二も散在二相成候ハ、封切可仕存心二御

座候、且先達て会合より兩役え申聞候一件取遣り一条具二申上候上、尚又此度会合より羽書拜借振合一切私共え不申聞候、今以員数存不申不審二奉存候と申上候処、

又六殿被申聞候は、昨日会合より願出書面差出し今日証文差出候義と被存候との御事二付、

不得止事一先引取下宿之上申合、尚又

與兵衛
善右衛門

御玄闕え罷出候処、御番頭金田定右衛門殿御詰合二付、前田又六殿え御目二懸り度旨申上候処、奥え御入之上無程又六殿御出合二付、

兩人申上候は、此節通用可致羽書千式百五拾兩私共え散在仕候様被仰付被下度段申上候処、

又六殿昨日会合え羽書千兩程御貸渡御聞濟二付今日証文持參可致候間式百五拾兩之儀は承り置候得共千兩之処も散財被願候義は何共不宜三役隔失二も相成如何敷存候、此義(在左)ハ願不被立候方可然様存候、其旨差心得可申段被申聞候、

與兵衛申上候は、千式百五拾兩は当暮兼て私共より散在致し候心得二居申候、先日会合より封切之儀暫差留メ候二付無抛今日迄延引仕候、尤溜り羽書封附二御座候故前以当暮之手当二封切申候義御申上候上と奉存、今日二及ひ申候段手遅と相成残念奉存候と申上候処、

又六殿被申聞候は、今溜り羽書有之候上は御貸附二相成候義は勿論右溜り候ては利足御手当無之二付、当暮羽書出払二相成候共又々相溜り候得は借人有次第御貸附二相成候誤合二候、強て千兩之所も被願立候義二おゐてハ会合と隔失二相成其分二も難差置筋二相成候間千兩之儀は不承様候様相心得可申候、既式百五拾兩之儀も内宮会合より願出候、此分は取締上二て散在為致候間其分相心得可申段被申聞候二付引取、

寄合之席え罷歸り申咄候事、
一、同日八ツ時頃

会合所より小使吉田徳次郎を以当番中四ツ時より御待被申候、早々御越可被下、尤御差支等御座候哉之旨申尋二参り候二付、

只今出掛ケ居申候間無程罷出可申旨申遣し候事、即刻
一、会合所勤
伊藤与四兵衛

罷出候処、三方当番

福嶋豊後

被申聞候は、溜羽書之内千兩拜借御聞濟二付今日証文差上候処、羽書は取締役より請取候様被仰渡候間、羽書千兩明日会合所え御渡可被下候、年行事も相招可申候得共、時節柄之事故宜御通達可被下旨被申候二付、
與四兵衛申入候は、仲間内夫々え預り居候間明昼後二も

相成可申旨申入引取、

一、同日七ツ時過

会合所より為八郎呼ニ参罷出候処、役人堤順助申聞候は、先刻当番中へ御取締方より羽書明日御渡被成候旨被仰聞候得共、時節柄之事故差急申候間今日中ニ御渡被下候様申聞候ニ付、

為八郎申入候は、只今御差紙致到来、明廿三日年行事・

取締役老人宛御召ニ御座候、定て右羽書之儀と存候間、

明日相勤候上御渡申上度、夫迄御差延可被下、尚又御証

文写為心得致一覽置度、御貸可被下旨申入候処、

順助羽書之儀は今日証文差上請取候様被仰聞相濟候間、何

卒今日中御持参可被下証文写之儀は及披露候上御沙汰可申

候との事、

右取締役中え及披露候処、年行事えも披露之上急寄合申

触候事、

一、同日薄暮より

為八郎宅ニて

寄合

源 内

右 近

與 四郎

與 兵衛

善右衛門

與 四兵衛

半九郎

一、夜五ツ時頃会合所より御裏判到着ニ付為八郎呼ニ参罷出候

処、役人堤順助より御裏判用相濟候上被申聞候は、今日差上候羽書拝借証文写未夕相認不申候間、会合扣御渡申候御写之上御返可被下、尚又先刻申入候羽書御持参如何御座候哉との事ニ付、

為八郎申入候は、直ニ及披露候得共行届不申候ニ付、急

寄合申触一兩人罷出候て若御尋御座候ハ、何分明日而役

御召状到来仕候事故相伺候上御渡申上度、乍然一統相揃

候上今一度御答可申上候旨申入候処、

順助申候は、会合よりは今日拝借証文差上羽書受取候様被

仰渡候事故事分て御頼申入候義其俣ニて外御用ニ付使差進

御招申候、右御招不申候ハ、御返答無之候事哉、別て御尋

申上候上被申聞候義は相聞え不申と被申候内、下役川端藤

兵衛・浦井民右衛門よりも申候は、会合所へ御渡被成候義

を御疑被成候哉、又は御拒被成御渡無之儀哉と申聞候ニ付、

為八郎左様之儀は無之候得共何れ相揃候上可申上事ニ御

座候得共御使ニ預り候故羽書持参之儀被尋候節如何相答

可申哉之旨承り候処、末席之了簡ニも不相成先刻之御返

事同様申入候旨申聞候、何れ又々被相揃候上相談有之御

答ニ罷出可申旨申入候処、

順助御一統へ御申上何卒今晚中ニ御渡可被下旨申聞候事、

一、同四ツ時前

会合所え為八郎を以申入候は只今被仰聞候義申入尚又藤兵衛殿・民右衛門殿より私迄被申聞候儀も申候処、全御会合を相疑相拒候義は無之候、左様御聞取有之候ては迷惑ニ存候、先刻迄は年行事夫々他出にて早速寄合不申、且は明日御召之程も不相分候事故右様申入候、漸年行事も源内殿罷出候二付、外三人えは跡にて申聞無程羽書千兩御渡可申旨申入候処、

順助申聞候は、左様之儀ニ有之候ハ、拙者不行届ニも相成不申被申付候事故不行届様当番中被存候事故申上候、

夜深ニ相成不申候内御渡可被下候との事、

右之通ニ付寄合退席致し、羽書取集直ニ羽書千兩開封致し、封印は取締役え預り為八郎・宇仁田手代とも会合所え持參致し候処、

役人 深井平大夫 小使 浦井民右衛門

右兩人え相渡候処儘ニ請取申候との事、

一、廿三日

御役所勤

当番 幸田源内
伊藤与四兵衛

今日見並惣大夫より上納御下ケニ付罷出相濟候上、御組頭前田又六殿より被申聞候は、此節会合所より羽書拝借相願千兩程御貸渡ニ相成候、内宮会合よりも拝借申出候ニ付三

百兩程御貸附ニ相成候、尤昨日取締役より内々被申聞候当暮取賄ニ入用之旨其後奥え申上候処、最早会合所は昨日千兩之証文差出候ニ付取締役より請取候旨申入候、尚亦内宮会合も被致許容候事故今更願書差下ケ候義も 御役所にて難出来候間、当暮之処は時節世話敷は可有之候得共会合所ニ有之候式千兩尚又当時汚レ之千五百兩右之内撰出し候得は百兩位は出可申と存候間其積りニ被取計候、前々より承り候得は致し方も可有之、手後れ候事故夫々奥にて許容相濟候との御事にて奥え御入之上無程又六殿御出合被仰聞候は、只今申入候溜羽書之儀当暮取賄之趣を以奥え申上候処、内宮会合ハ式百兩御貸渡之積ニ相成候間殘百兩え汚レ羽書之内撰出し候て取賄置候様被致候、尤内宮貸附式百兩は明後廿五日持參可被致候との御事にて一利足御出方無之候間相溜り候程は夫々御貸附ニ相成候、右利足出方は江戸表えも不被申上、奉行所ニも被致心配候事故、相溜り候程は御貸渡被成利足出方ニ被致候、其処勘弁可被致候との御事ニ付引取、

一、小林帰宅之上会合所え為八郎を以申入候は、溜羽書之内式

百兩内宮会合所え御貸渡ニ相成候間、明後廿五日持參可被致旨被仰渡候間為念申入候処役人堤順助及披露可申候との事、

一、廿五日

御役所勤

福嶋豊後

羽書御用有之三役罷出候

幸田源内

伊藤与四兵衛

羽書裏判御用相濟候上、内宮会合所え溜羽書之内式百兩御貸渡二付差上候処、

御用人 有賀修藏殿

御給人 木寺復一殿

御立合にて式百兩之御請取御下ケ被成下候二付、乍序源内・与四兵衛より申上候は、先日三方中え御貸附被遊候分御請書被成下度会合所え相渡候のみにては取締役之上千兩差上記し無之旨申上候処、

修藏殿魚問屋共之節は如何有之候哉、尚亦見並惣大夫之節は請取有之候哉之旨御尋二付、

見並惣大夫之節は御連印之御証文御下ケ被成下、魚問屋之節は右問屋共連印申合証文并仕法書差出候、其節奉入御覽写差上候、右記し有之候、此度三方中え御貸渡之分は会合所え相渡候のみにて三方中よりも記し出し不申段申上候処、

修藏殿尤二被聞取、奥え御入之上無程御請書御下ケ被成下候事、左之通、

一、溜羽書千兩

右槩二請取候、已上

丑十二月廿二日

前田又六印

有賀修藏印

羽書

三役中

右請書会合所え拝借之分取締役え預り置可申もの哉会合下宿にて及相談候処伊豆殿被申候は、会合所え御貸附之趣文面二有之候得は取締方え御預り可被下儀二候得とも、是迄御差出被下候同文面にて三役之宛二御座候間一所二会合所え御預り可申候との事二付、

帰宅之上写取本紙会合所え納置候事、

一、溜羽書之内千兩此度会合所え被致拝借候二付、御役所え被差上候証文之写左之通、

奉差上一札

一、羽書千兩

右は溜羽書此節会合所え拝借仕夫々え貸渡散在宜様可成たけ相溜不申候様取計可申旨御願奉申上候処、書面之写御貸下ケ被成下難有奉存候、然上は前段之通取計毎月五歩之御利足無滞上納可仕候、仍奉差上一札如件、

文政十二己丑年十二月

山田 三 方 印

当番

福嶋伊豆印

三日市帯刀印

福嶋豊後印

御奉行所

十二、「文政十三年正月 溜り羽書御貸渡ニ付御組頭中え内談之上御手当金利足ニて暫取賄引請之覚書」

(表紙)

文政十三庚寅年正月
溜り羽書御貸渡ニ付御組頭中え
内談之上御手当金利足ニて
暫取賄引請之覚書

一、宇仁田仁兵衛旧冬より申出候は、当夏已来引替店世話敷、羽書日ニ寄三百兩余も参夫々え為持差上候処、御留主等も有之手支候事も有之、然ル処此節又々御会合え御貸渡御座候ニ付、定て追々店え相戻り候様ニも奉存候、正月元日は毎度差扣候得共、溜り之模様ニ寄朔日ニても羽書差上候、実は先達て引替店御免御願申上候処、引替相濟候上迄相勤候様被仰聞候得共、此節御会合え再願仕候と奉存候得共此節は御取締方御迷惑之筋承知仕居申候間如何ニ存差扣申候、既当春は羽書押替ニ付御会合え御詰被成候ニ付弥引替金ニ

手支可申旨申出御勘考被成下度段願出候ニ付、取締役中相談之上五拾兩宛致出金貳百兩引替為手当相渡置候段申談し金子貳百兩相渡、証文請取候左之通、

一、奉差上一札
一、金貳百兩也

右は賄店当座羽書引替之為手当御渡被下慥ニ奉預り候、羽書散財之振合ニ寄無相違返上可仕候、依奉差上一札如件、

文政十三庚寅年正月 宇仁田仁兵衛印
羽書取締役御衆中
右正月四日相渡候事

一、正月十五日

御役所勤

永野與兵衛

御玄関ニて御組頭中川芳左衛門殿御咄人御詰合ニ付内々申上候は、冬分は溜羽書も多散財致し候、当時六千貳百兩は汚レ羽書千五百兩其余は御貸附ニ御座候、然ル処当月ニ相成千兩余相溜り候、晦日迄ニは追々相溜り候と奉存候、則冬分出候羽書并会合所え御貸附之羽書等相溜り候義と奉存候、来ル晦日ニ封附仕候得は定て御貸渡ニ相成候と奉存候、旧冬も利足出方ニ相溜り候程は御貸附ニ相成候様被仰聞候事故、来ル晦日私共上ニて封附不仕候様取計可申奉存候、乍然銘々勝手ニも難仕候間申上候、何卒御同役様方御相談

被下如何様共仕候間御了簡被仰下度、羽書御貸附被成候は私共上にては私共金子御貸渡同様ニ御座候旨申上候処、

芳左衛門殿三千兩・四千兩ニ相成候ても御手前方引替被置候哉之旨被仰聞候ニ付、

御貸渡ニ相成忒重ニ金子差出候より引替置封附ニ不致候方可然奉存候旨申上候処、

新札ニ相成候ハ、組分ケニ致し五千兩程会合所より借受候由、右は宜敷候哉之旨被仰聞候ニ付、

組分ケニ仕候ても組分ケ之羽書散^(在カ)仕候方は其余之羽書相廻り不申候事故、同様之義別て五千兩と申引替金手当ニ差込り候間、是は一切御断申上候儀ニ御座候旨申上候処、

芳左衛門殿四・五日は御名代にて仲間之内日々出役致し候て揃不申候間、其後致相談置御沙汰可申候との御事、

一、廿四日

御役所勤

永野與兵衛

古森善右衛門

小林下宿之上直ニ中川芳左衛門殿方え出掛候処途中にて御組頭前田又六殿え出合候ニ付、申上度義有之候ニ付御自宅え罷上り可申義ニ御座候、御差構も無御座候ハ、下宿え御立寄可被下旨申上候処御越ニ付、

兩人申上候は、去ル十五日芳左衛門様迄申上置候御聞取被下候哉、其節迄は溜羽書千百兩程ニ御座候処昨日迄ニ

は相増千四百兩ニ相成候、右晦日封附仕候ハ、又々御貸出ニ相成候事故来ル晦日私共上にて封附不仕候様取計仕度、是等申候ても私共勝手ニ相成不申御差含被下度尚又此上之処も御差図被下度段申上候処、

又六殿手前共迄差含と可申義なれハ差含候得共何れ左様計にては御役所之上相濟不申、一体此溜り羽書之儀ニ付ては星野様ニも御心配被成、御在勤中江戸御勘定所え被仰遣御用金之内より利足差出候趣も文通にて色々被仰遣候得共、江戸御勘定所追々御役人方相替り候事故御用金とは如何致し候事哉杯と御尋六ヶ敷候ニ付、致参府御勘定所にて直々申上御伺等致し候上ならては不相分旨にて御参府被成候処御転役ニ相成候、當時又々長門守様ニも御心配被成候得共、兎角江戸表相分り不申候間、御貸附にて利足出方を被成候事ニ有之候旨被仰聞候ニ付、

兩人申上候は、左候得は御利足御手当金にて私共引請候様可仕旨申上候処、

左様相成候得は宜敷候旨にて新札出来致し候得は会合所より組分ケニ致し借用申出有之候、右宜敷様ニも存候旨ニ付、左様相成候得は私共心配仕候、此節貸附候儀は宜敷候得共、後々元濟之処無覚束、一体会合所拝借仕法等申聞候得は、三役之儀ニ御座候故共々御願可申上候得共何共不申聞候ニ付ては濟方心配仕候旨申上候処、

夫は銘々ニても済方致心配候、御前方えは相談難出来詔合有之候、此方ニても存し居候、尚又内宮会合よりも申出有之候、右は貸附不申候ても宜敷候得共三方会合は今千両計は遣し申候ハねは不宜候、左候ハねは御同役之儀不宜候、右之含ニて被申上候方可然存候との御事二付、

是より直ニ御手当貳百両ニて引請之儀可申上哉之旨申上候処、

今日は不宜候、明日も不宜、明後廿六日は修藏殿当番ニ有之候間、御館入ニて先御勝手え被出修藏殿え篤と被申候方可然候、能吞込被居候事故宜候、今日は作兵衛殿明日は大八郎殿当番右ニては難行届儀も有之候、然し差図は致し不申候との御事ニて尚此間芳左衛門え被申候事故芳左衛門方えも被出可申旨被仰聞候事ニて御帰り被成候、

右ニ付尚又兩人中川芳左衛門殿自宅え罷出、先日申上候義御相談被下候哉御尋申上候処、芳左衛門殿被申候は、相談致し置候、又六も御逢申御咄し之上ならては相分り不申旨申居候との義ニ付、

兩人只今途中ニて懸御目候て委細申上候、先日申上候方ニては入組候間貳百両ニて御引受申上候旨申上候処、芳左衛門殿夫ニては宜候、仲間ニても先日之儀申咄被引受候義を申居候儀ニ御座候、左様ニては宜候、今日ニも被申上候哉之旨御尋ニ付、

今日は兩人のみニ御座候間、尚篤と相談仕近日申上候旨申上候処、

会合所之儀其外見並惣大夫・大西宗兵衛等之御咄有之候事ニて引取、

帰宅之上及披露明廿五日寄合申合候事、

一、廿五日

寄合

村井与四郎

永野與兵衛

古森宜三郎

伊藤与四兵衛

惠川半九郎

古森善助

出席之上前文申咄書取ニて申上候方可然色々相談之上書面出来、左之通切紙、

一、溜羽書追々相増御利足御手当金貳百両ニて行足不申候ニ付、去丑六月五步利御引下ケ被為 仰附奉畏候、尚為散在溜羽書御貸渡ニも相成候得共溜羽書相減不申私共心配仕候ニ付追々相談之趣左ニ奉申上候、

一、去冬河崎町魚問屋共え千両三方会合所え千両宇治会合所え貳百両都合貳千貳百両溜羽書御貸渡ニ相成候御利足と御手当金貳百両私共え御差下ケ被為成下候ハ、右式口を以取賄仕、尚溜羽書多分御座候共散在

仕候様暫取扱仕度奉存候、右之段御聞濟被為成下候
ハ、一統安心難有可奉存候、以上

寅正月

羽書
取締役

一、廿六日

御役所御勝手勤

永野與兵衛
古森善右衛門

御中ノ口え罷出御用人中へ懸御日度段申上候処、御用人有
賀修藏殿御出合ニ付御前御機嫌御窺申上候上申上候は、旧
冬より溜羽書之儀心配仕勤弁仕候得共、御利足御出方多有
之候ニ付私共取賄方書取を以御伺申上度段申上書面差上候
処御一覽之上奥へ御持参被成無程御出合被成、右様相成候
得は世話無之候得共評議之上致相談可申候、先預り置可申
候との御事ニて引取、

二月

一、三日

御勝手勤

永野與兵衛

御中ノ口え罷出候御取次三浦健左衛門殿御出合ニ付御機
嫌御伺申上候上先日書取を以御伺申上候義尚又御伺申上候、
如何御座候哉之段申上候処、健左衛門殿修藏より御咄し可
申旨ニて奥へ御入之上無程御用人有賀修藏殿御出合被成、
先日被申出候義未夕決着不致候間評議之上四・五日之内是

より及沙汰可申候との御事ニ付、

今日は毎度之御利足申請ニ罷出候、如何可仕哉御伺申上
候処、

今日は例之通可被出候との儀ニ付、

与兵衛より御内々為御差含何方様迄申上候、先月も溜羽
書相増候得共私共上ニて封附不仕候、他言仕候義ニは無
御座候得共御含置可被下候段申上候処、

修藏殿致出来候ものニ有之候得は書面へ被差出候て不苦旨
被仰聞、尚何程致出来候哉御尋ニ付、

先月は式千五百両程出来仕候、右封附仕今日申上候ては
又々御貸附ニ相成候と存、左候得は尚更溜羽書相増御利
足御出方も多く相成心配仕、尚御伺中ニ有之候事故差扣
へ申候旨申上候処、

脩藏殿差含可申候との御事ニて引取、

一、先月分溜羽書御届相濟御利足御下ケ被成下候て御玄関之相
下り候御組頭中川芳左衛門殿・志賀八郎次殿御詰合ニ付、

先日被申聞候後沙汰不承候、如何相成候哉御尋ニ付、

與兵衛申上候は、去ル廿六日式百両ニて御引受申上候義
書取を以御勝手へ御願申上候、只今御勝手へ罷出御伺申
上候処、修藏様より評儀之上四・五日之内可及沙汰旨被
仰聞候、御評談之上尚宜敷御執合可被下候、尚又先月は
溜羽書式千五百両程出来仕候得共私共上ニて取計封附不

仕候、御内々御含置可被下旨申上候処、

芳左衛門殿御引受ニ相成候得は宜敷御座候、精々御勝手え御願可被成候との御事、

一、五日

御役所勤

村井與四郎

外御用相濟候上久々風邪ニて不罷出候ニ付御勝手窺

御中ノ口え罷出候処、御取次志村吉兵衛殿御出合ニ付御前御機嫌相伺候上修藏様え懸御目申度段申上候処、奥え御入之上御用人有賀脩藏殿御出合ニ付久々風邪ニて引籠り候ニ付御機嫌御伺申上候上、先日より仲間共御願申上候溜羽書引受之儀宜御執合可被下旨申上候処、

修藏殿去ル三日も與兵衛殿より催促被致候得共、先達て度々勤弁可致旨被仰渡候御被申出候得は早速取究り可申処、御貸出之仕法ニ相成候事故早速にも取極り不申候、尚又此間與兵衛殿より此節封附不致段差合候様被申聞候義内々御前えも申上置候、尚御貸渡ニ相成候得は忒重ニ金子被差出候義相分り尤ニ存候、追々評義之上御沙汰可申候との御事ニ付、

与四郎より宜敷御評談被成下候旨申上引取、

一、廿八日

外御用有之御広間え罷出候序、

永野與兵衛

御組頭前田又六殿・岡村弥次右衛門殿御出合ニ付、先日御願申上候溜羽書之儀御勝手えも罷上り申上候得共尚宜御評

談被下候旨申上候処、

御兩人不遠内御沙汰可申候との御事、

一、御勝手え罷出候処、御取次志村吉兵衛殿御出合ニ付御前御機嫌御伺申上候上御用人有賀修藏様へ懸御目度旨申上候処、今日は他出致し候旨被仰聞候ニ付近日又々御伺申上へく旨申上引取、

三月

一、八日

御役所より御使ニて永野與兵衛方え御差紙到来左之通、春寒退兼候、弥御安全奉珍賀候、然は溜羽書之儀に付御談申度儀御座候間、与四郎殿・善右衛門殿・貴様と御三人之内兩人程明九日御広間え御越可被成候、以上

三月八日

与兵衛様

一、九日

御役所勤

永野與兵衛
古森善右衛門

御玄闈え罷出候処御番頭前田貢殿御詰合ニ付、御組頭中よ

り御用御座候旨被仰下候ニ付罷出候段申上候処暫下宿致し候様被申聞引取、無程御使參御玄閑え罷出候処御広聞え

前田 又 六殿

御組頭 岡村弥次右衛門殿

志賀 八郎次殿

御出合被成又六殿被仰聞候は、先日溜り羽書之儀ニ付内々用人中へ書附を以存寄被申出候書面之趣、追々溜り羽書相増貸附等ニも相成候得共溜り高減し不申候ニ付夫々貸附高利足百兩余并手当金貳百兩都合三百兩余を以取賄可被申旨相違無之候哉、暫之内と申事ニ候、尚此上ニも多分溜り候とも無差支候哉、今日は表向相尋候旨被仰聞候ニ付、

與兵衛・善右衛門申上候は、先達てより種々心配仕候ニ付先日内々御窺奉申上候事ニ御座候、何卒右之通御聞濟被成下候様御執成被成下度、尤暫と申上候も近々新札ニ相成候得は又々散在も宜敷相成可申哉、先溜り羽書多分有之候処右式口御利足ニて取賄可申と奉存候、尤此上相増候とも差支不申候様取計可申段相違無御座候旨申上候処、

三方・年行事とも相談ニ及び候事哉、是とても右ニて差支候義は勿論有之間敷旨被仰聞候ニ付、

三方・年行事えは不申聞候、御聞濟被成下候ハ、何卒右之趣 御役所より私共え被仰付被下候様仕度奉存候段申

上候処、

寛政之節百貳拾兩ニて拾ケ年歟被引受候義有之候、其節も取締一役限之事と覚候、何れ近日沙汰ニ及可申候、尚又年々江戸表え勘定書差上候事ニ候得共御役人中は追々御転役ニ相成候事故書状之駈合甚六ヶ敷候、存知之通年々過金有之候処此四・五年ニて多分出払、且又羽書仕拵料も此内ニて取賄可申事ニ付貳百兩不殘勘定合せ候も如何、たとへは百九拾五六兩と申処ニて少々は相殘候様致し置申度、是は只今申聞候義ニては無之候得共兼て其心得ニ致し可申候、先近々及沙汰可申旨被仰聞引取、

一、十三日

会合役人深井平大夫より為八郎え申聞候は、今日御役所え罷出候処御差紙言伝り候ニ付御渡申候との事、御差紙左之通、

用向有之間、明十四日

五半時兩人可被罷出候、

三月十三日 番所 当番

羽書

取締役

追て永野與兵衛・古森善右衛門可被罷出候、

右披露ニ及び候処、善右衛門不快ニ付与四郎罷出候積、

一、十四日
御役所勤

村井与四郎
永野與兵衛

御玄関え罷出候処御番頭前田貢殿御詰合ニ付、御番所より御差紙ニ付参上仕候処御広間え罷出候様被仰聞候旨申上候処、奥え御入之上無程於御鎗之間、

御用人 有賀修藏殿

御給人 志村吉兵衛殿

御組頭 前田又六殿

御立合ニて脩藏殿被申聞候は、先達て溜り羽書之儀当分引受取賄可申旨書面を以申出候通聞濟候間其段申達し候趣被仰渡、

又六殿被申聞候は、右之旨相心得尚散財^(在)宜敷相成候ハ、可申出事ニ可有之、先当分取賄可被申旨被仰聞候ニ付、

難有御受申上引取候処、又六殿御玄関え被参候て、此後月々之処は如何致し可申哉御尋ニ付、

願之通御聞濟被成下候故其段御伺可申上と存居申候旨申上候処、

月々利足相渡不申正月勘定之節ニても可然哉之段被申聞候ニ付、

仰之通ニて宜敷御座候、左候ハ、毎月封附之儀は是迄通三役立会書面を以申上利足盛致し不申差上置、正月勘定書之節利足盛立可申様ニも可仕哉之旨申上候処、

夫ニて可然候、其段申上置可申候、尚又取締役引受之儀昨日三方・年行事ニも相達し置候間其方よりも三方・年行事え可被申聞事ニ可有之候段被申聞候故、

今日両方え申通し置可申旨申上引取、

一、御勝手え罷出御取次志村吉兵衛殿御出合ニ付、時候御伺申上候上、先達てより願之趣御聞濟被成下難有奉存候、不取敢御礼申上候、尚又乍憚御一統様えも御序宜敷御礼被仰上候様申上候処、

吉兵衛殿只今可申聞哉と被仰聞候故、

御序宜敷御取成被下候様申上引取、

右帰宅之上一統え及披露置候事、

一、同日

会合所

羽書場当番

三日市帯刀
榎倉右近
伊藤与四兵衛

右詰合居候処帯刀殿より右近え被申聞候は、昨十三日御役所え罷出候処御用人有賀修藏殿より被仰聞候は、溜り羽書多分有之利足出方も多候ニ付御手当金式百両と夫々貸渡有之候利足を以暫取賄候旨取締役より申出候ニ付被聞濟候、此段相達候、尤散在之振合ニ寄又々申出候哉、先此節之処取扱候旨ニ付申渡候、此段相達候、年行事も呼寄申入候程之儀ニも無之候間年行事え被達候との御事ニ御座候、御扣等

有之候間御達し申候御一統え御通達可被下候との事、

- 一、取締役当番より帯刀殿え申入候は、先達てより溜羽書御利足御出方多御座候二付取締役え致勘弁候様度々被仰出候二付私共一同致勘弁候得共外二了簡も無之、乍迷惑御手当金貳百兩と御貸附有之候利足等を以暫取賄見候旨先日奉申上置候処、今日御召にて被仰渡候二付此段申上候、尚又当月晦日より封附は例之通仕御届申上御利足は御手当金上納之節一所二御下ケ被成下候趣二御座候、右二付月々は晦日封附之書面のみにて利足請書二及ひ不申候様被仰聞候間、左様御承知可被下旨申入候処、帯刀殿一統え申聞候との事、
一、十七日

御組方勤

永野與兵衛

御組頭志賀八郎次殿え罷出懸御目候上申上候は、此間は願之通被仰付安心仕候、各様方御執合被成下首尾態御聞濟二相成候、右御礼二罷出候段申上干齏差上候処、

八郎次殿右御引受之儀御前二は御疑有之、全体五歩利二て致不足候義を引受候義は宜貸附方仕法有之散在宜儀有之候哉、貸附候義二候得は是迄通 御役所より貸附候ても利足は無滞相渡候儀、左候得は何れにても貸附候ても同様之儀外二散財方有之候哉御尋被遊候二付、中々取締役にて貸附等不仕候、是迄 御役所より御貸附二相成候見並惣大夫初会合にても直二引替店え相帰り候、左候得

は引替金子貳重にも出金二相成候事故右様申出候事二御座候、先暫為取賄不宜候ハ、何時にても被相止メ可申候段申上候との御事二付、

與兵衛申上候は、先達ても御内々申上候溜り羽書先月晦日迄二三千六百兩程私共上にて封附不仕候、御引受二相成候得は三役封二仕申上候ても御貸附有之間敷奉存候、如何可仕哉御内分御相談申上候旨申上候処、

八郎次殿御引受被成候上は溜羽書相増候ても御貸附二は相成申間敷有体二封附被成候得は各方御働相見へ申候様拙者は存し候、乍然晦日迄は日間も有之候事故談し置可申候との御事二付、

猶又与兵衛申上候は、御用人中御執合被成下候御礼申上干齏差連宛差上御礼可申上候哉、馴々敷儀二御座候得共御内分御尋申上候段申上候処、

八郎次殿前段御疑も有之、別て忝割より五歩利足二相成其上御引受二相成候得は何歩二相成候哉、御迷惑之儀御用人中進物二は及ひ不申候、御序之節修藏殿迄御礼被申置候様との御事にて引取、

一、廿五日

御組頭志賀八郎次殿永野與兵衛方え被成御越被申聞候は、先日御越内々被申聞候溜羽書封附之儀仲間内四人致相談候処、御引受二相成候上は三千兩余不殘封附二被成候得は各

方勤公相見へ候得共万一御貸附ニ相成候も難計、且は御引受ニ相成候故御差出被成是迄隠し有之候も表向如何之様ニも相成候間、晦日之処は先五・六百兩御差出被成候方可然存候、追々少々宛御差出封附被成候様ニも可有之、尤御働は銘々存し居候、御差図は致し不申候との御事、

一、廿八日

御家中勤

村井與四郎

御用人有賀修藏殿え為御礼罷出候処御留主ニ付御家内え先日より御執合被成下候て都合態^能御聞濟ニ相成候御礼罷上り候、御帰り之上宜被仰上可被下旨申上候事、

但し、干纏式拾紙包ニ致し差上置候事、

一、晦日

羽書封附

坂備後
三日市与三大夫
惠川半九郎

宇仁田仁兵衛羽書差出候ニ付相改封印之上 御役所え差上候書面三役押印相濟候、左之通

一、羽書五千貳百兩

二月廿九日

改封附

内
五百兩

三月廿八日

封切

引残
四千七百兩

一、羽書六百兩

三月晦日

改封附

都合
羽書五千三百兩

此利足

金貳拾貳兩と
羽書五匁三分三厘三毛

右之通ニ御座候、以上

寅

三月晦日

三方当番

坂備後

後印

宛無之

羽書年行事
三日市与三大夫印
同取締役
惠川半九郎印

右当月より取締役御利足取賄引請候ニ付、別段請書ニ不及御届書のみニ成、

閏三月

一、三日

御役所勤

三日市与三大夫
永野與兵衛

御玄闕え罷出候処、御番頭早崎善兵衛殿御詰合ニ付三月分溜羽書御届罷出候段申上候処、奥え御入之上御取次三浦健左衛門殿御出合ニ付三月分溜羽書書面を以御届申上與兵衛より申上候は、先達て私共御引受被仰附候ニ付御届のみニ

て御下ケ金は正月勘定之節御手当金御差下ケ可被成下旨申
上候処、御同人兼て其段致承知居申候、先申聞候と被仰聞
奥え御入之上右御同人御出合書面之旨被聞置候との御事、
右之通にて相濟候事、

(4—1—A7—16)

人名索引

あ行

有賀修藏	17	21	27	42	46	47	49	51
伊豆↓福嶋伊豆	16	17	19	35	36	42	49	51
伊藤與四兵衛	15	16	22	27	28	29	32	33
岩出市右衛門	33	34	36	39	41	42	45	49
右近↓榎倉右近	16	36	40	40	49			
宇仁田仁兵衛	26	43	51					
浦井民右衛門	41							
恵川半九郎	16	19	22	27	29	34	35	37
江添猪輔	33							
榎倉右近	16	21	22	34	35	36	37	49
大嶋晋兵衛	32							
大嶋忠次	34							
大西宗兵衛	45							
岡村牧太	14							
岡村弥次右衛門	22	25	26	30	47			
小川三左衛門	33							
小川蒨	24							

か行

金田定右衛門	21	27	29	30	39
川端藤兵衛	40				
上部豊前	15	20			
刑部↓堤刑部	15				
久保倉弾正	16				
健左衛門↓三浦健左衛門	19	24	46		
源内↓幸田源内	16	36	40	41	42
幸田源内	16	20	22	34	35
古森宜三郎	33	34	41	42	
古森善右衛門	1	16	20	22	27
古森善助	29	30	31	34	35
	36	44	46	47	48
	45				
佐右衛門	22				
坂備後	51				
志賀八郎次	23	24	46	48	50
志村吉兵衛	17	21	27	47	49
下田利兵衛	16				
下山幸右衛門	14				
修藏↓有賀修藏	18	19	21	22	23
順助↓堤順助	38	40	41	46	47
	50				

白石大八郎 19 25

善右衛門↓古森善右衛門 16 30 38 39 40 47 48

善助↓古森善助 38

惣大夫↓見並惣大夫 23 26 30

た行

大八郎↓白石大八郎 23 24 25 45

太次兵衛↓野村太次兵衛 38

帯刀↓三日市帯刀 16 17 21 49 50

為八郎 16 19 26 28 29 31 32 34 35 37 38 40 41 48

堤刑部 15 16

堤順助 35 36 37 38 40 41

辻九兵衛 31

陶山作兵衛 22 37

な行

永井善右衛門 31

中川芳左衛門 14 25 30 32 33 34 43 44 45 46

長門守(牧野長門守) 19 21 24 25 44

永野與兵衛 16 17 19 20 22 23 24 25 26 27 29 30 32 33

仁兵衛↓宇仁田仁兵衛 34 35 36 43 44 45 46 47 48 49 50 51 16 17 18 22 31

野村三作 20

野村太次兵衛 16 22 34 37

は行

八郎次↓志賀八郎次 23 24 25 50

早崎善兵衛 26 28 51

半九郎↓恵川半九郎 38 40

平野久右衛門 29 32 33

深井平大夫 41 48

福嶋伊豆 16 18 20 22 35 37 42

福嶋豊後 16 20 22 35 37 39 42

芳左衛門↓中川芳左衛門 34 40 44 45 47

星野(星野丹後守) 44

星山権兵衛 32 33

ま行

前田又六 14 25 27 28 30 38 39 41 42 44 47 48 49

前田貢 25 26 30 39 44 47 49

又六↓前田又六 25 26 30 39 44 48 49

三浦健左衛門 19 24 46 51

三日市帯刀 16 20 21 22 35 37 42 49

三日市与三大夫 34 51

や行

見並惣大夫	26
村井寛二	33
村井與四郎	20
森嶋平八郎	29
弥次右衛門↓岡村弥次右衛門	27
吉田徳次郎	34
與四兵衛↓伊藤與四兵衛	16
與四郎↓村井與四郎	21
與兵衛↓永野與兵衛	16
	40	16
	46	17
	47	18
	48	19
	50	23
	51	25
		26
		27
		28
		36
		38
		39
		40
		47
		48
		42
		39
		39

事項索引

あ行

麻上下	25
入替	16 17 21 22
色紙	22
宇治会合所↓内宮会合所	4 34 45
宇仁田店↓引替店	35 37
裏判	3 19 20 21 28 40 42
江戸	16 41 44 48
恵比須之像	20
御勝手	17 19 21 24 25 26 27 28 30 32 33 34 39 41 42 46 47 49 38
御金方	25 26 28 30 31 38
奥	17 19 21 24 25 26 27 28 30 32 33 34 39 41 42 46 47 49 51 52
押替	15 16 17 18 19 20 21 36 43
汚損札↓汚レ羽書	20
御手当金	4 43 44 45 49 50 52
小林	38 44
表	17 19 21 23 25 38

か行

御館	17 21 45
御役所	17 19 21 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34
会合(三方会合)	16 19 22 30 35 36 38 39 40 41 42 43 48
会合所(三方会合所)	1 2 4 15 16 17 18 20 22 26 32 33 34 35
貸附	2 3 4 23 24 25 26 27 30 31 38 39 41 42
貸渡	3 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 38 39
河崎町	2 3 24 25 27 28 29 30 32 33 37 45
勘定所	2 4 19 44
元利	28 32
給人	24 31 42 49
金子	16 17 18 21 25 27 29 30 31 32 33 35 43 44 47 50
組頭	3 4 22 23 24 25 26 27 28 30 31 32 33 34
組方	41 43 44 46 47 48 49 50
玄関	21 25 26 27 28 29 30 33 34 36 39 43 47 48 49 51
限月	29 31

口上書	16	21	23
御用人	17	19	21
御用人	22	23	24
御用人	25	27	31
御用人	32	32	42
御用人	46	47	49
御用人	50	50	51
御用人	51	51	51
さ行			
魚問屋	2	3	23
魚問屋	24	25	26
魚問屋	27	28	29
魚問屋	30	32	33
魚問屋	34	35	36
魚問屋	37	40	42
魚問屋	45	47	48
下ケ金	17	18	30
下ケ金	52	52	52
差紙			
差紙	27	40	47
差紙	48	48	49
参宮			
参宮	17	17	17
散在	17	18	20
散在	25	26	28
散在	29	31	35
散在	38	39	42
散在	43	44	45
散在	48	49	49
参府			
参府	44	44	44
三方	1	4	5
三方	7	8	9
三方	10	11	12
三方	14	15	16
三方	17	17	18
三方	18	18	18
三方会合			
三方会合	20	31	35
三方会合	37	39	42
三方会合	48	49	51
三役当番			
三役当番	15	21	21
三面大黒之像			
三面大黒之像	20	21	21
三役	1	2	3
三役	4	16	17
三役	19	21	22
三役	27	28	28
三役	35	35	36
三役	36	36	38
三役	38	38	38
仕切金			
仕切金	28	28	29
質物			
質物	3	3	28
質屋			
質屋	26	27	30
質屋	31	31	32
仕法			
仕法	3	23	27
仕法	31	31	31
仕法	47	47	47

仕法書	24	42
寿老之像	20	20
上納	28	29
上納	31	32
上納	41	41
上納	42	42
上納	50	50
証文	3	27
証文	28	29
証文	30	32
証文	33	33
証文	34	39
証文	40	41
証文	42	42
証文	43	43
白紙		
白紙	22	22
新古引替		
新古引替	17	18
新古引替	20	20
新札	16	17
新札	18	26
新札	27	30
新札	44	44
摺立	16	20
摺立	23	26
摺立	30	30
遷宮	22	22
遷宮	22	22
た行		
大黒之像		
大黒之像	20	20
溜り札↓溜羽書		
溜り札↓溜羽書	15	15
溜羽書	1	2
溜羽書	3	3
溜羽書	4	4
溜羽書	5	5
溜羽書	6	6
溜羽書	7	7
溜羽書	8	8
溜羽書	9	9
溜羽書	10	10
溜羽書	11	11
溜羽書	12	12
溜羽書	13	13
溜羽書	14	14
溜羽書	15	15
溜羽書	20	20
溜羽書	32	32
溜羽書	33	33
溜羽書	34	34
溜羽書	35	35
溜羽書	37	37
溜羽書	38	38
溜羽書	39	39
溜羽書	41	41
溜羽書	42	42
溜羽書	43	43
溜羽書	44	44
溜羽書	45	45
溜羽書	46	46
溜羽書	47	47
溜羽書勘定帳	48	49
溜羽書勘定帳	50	50
溜羽書勘定帳	51	51
田丸	2	3
田丸	5	7
田丸	8	10
田丸	11	11
田丸	12	12
田丸	14	14
帳面		
帳面	3	3
津		
津	17	17
転役		
転役	48	48

当番……………15
21
29
32
33
37
38
39
40
41
42
45
48
49
50
51

年寄……………28
29
33

取締役(羽書取締役)……………1
3
4
5
6
8
9
11
12
14
15
16
17
19

羽書摺立……………20
21
23
25
27
28
31
32
34
35
36
37
38
39

羽書場……………40
41
42
43
46
48
49
50
51

番所……………40
41
42
43
46
48
49
50
51

番頭……………17
19
21
24
27
33
34
46
47
49
51

引替……………3
16
17
18
20
25
26
27
29
30
31
33
36
38
39
47
49
51

引替店……………2
15
16
17
28
29
31
38
43
50
51

引留……………3
15
23
27

毘沙門之像……………3
20
21

広間……………27
30
38
47
49

封印……………22
33
41
51

封切……………32
33
35
37
38
39
51

封附……………15
26
39
43
44
46
47
49
50
51

封附高……………2
3
5
7
8
9
10
11
12
13
14
15
17
18
27

奉行所(山田奉行所)……………1
2
3
4
5
7
8
9
11
12
15
17
18
27

奉行所……………1
2
3
4
5
7
8
9
11
12
15
17
18
27

福祿寿之像……………28
31
41
42

不散在……………16
35

扶持……………16
23

返納……………28
33

盆……………16
17

な行

内宮会合……………39
41
45

内宮会合所……………2
4
37
41
42

中ノ口……………17
19
21
24
46
47

仲間……………3
24
27
30
32
39
45
47
50

年行事(羽書年行事)……………1
4
5
7
8
9
11
12
14
15
16
17
19
20

……………34
36
37
38
39
40
41
48
49
51

は行

拝借……………4
25
27
28
29
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
44

羽書……………1
2
3
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

……………16
17
18
19
20
21
22
24
25
26
27
28
29
30

……………31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44

……………45
46
48
51

ま行

松坂……………17

松坂羽書……………29

目附……………24

や行

鎗之間……………21

山田……………38

山田惣中……………29

山田羽書↓羽書……………20

融通……………27

汚レ……………41

汚レ羽書……………43

寄合……………45

ら行

利下ケ……………21

利足……………16

49 17
50 18
51 27

両役……………40

礼金……………34

山田羽書関係史料(2)

— 文政期 溜羽書の記録 —

平成二十二年三月 発行

編集
発行
日本銀行金融研究所貨幣博物館

東京都中央区日本橋本石町二ノ一
TEL 〇三―三二七九―一一一

印刷 株式会社 ちよひつ

本誌に関する照会は、日本銀行金融研究所貨幣博物館までお寄せ下さい。